南 丹 市 子ども・子育て支援 事業計画



平成 27 年 3 月 南 丹 市

はじめに

近年の人口減少や少子高齢化による家族形態の変化とあわせ、個人の生活意識の変化や多様化、そして地域コミュニティの希薄化など、子どもと親、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化してきており、子育てに不安や負担感を感じる家庭は少なくありません。

本市では、次世代育成支援対策推進法に基づき、これまで旧町で策定されていた計画を一本化し、平成19年度から「南丹市次世代育成支援行動計画(前期行動計画)」として改め、次いで平成22年度からは「南丹市次世代育成支援行動計画(後期行動計画)」を策定し、子育て環境の整備を進めてまいりました。

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」では、幼児期の教育・保育や地域の子育て支援を充実するため、保育ニーズに適切に対応できる施設環境の整備を図るとともに、地域における子育て支援を充実し、サービスの量の拡充や質の改善を進める「子ども・子育て支援新制度」を平成27年4月にスタートさせることが定められました。

これを受けて南丹市では、子ども・子育てに係る施策を計画的に推進するため、 平成27年度から5カ年を計画期間とする「南丹市子ども・子育て支援事業計画」を 策定しました

この「南丹市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「子どもがのびのび暮らせるまちは、みんなにとって住みよいまち」という認識のもと、「子育てにやさしいまち」をめざして、各施策をさらに推進し、子育て世代の定住促進にもつなげてまいりたいと考えております。

最後に、この計画の策定にあたり、南丹市子ども・子育て会議の委員の皆様をは じめ、本計画策定にご尽力・ご協力いただきました関係機関、そして市民の皆様に 心から感謝とお礼を申し上げます。

平成 27 年 3 月

南丹市長 佐々木 稔納

- 目 次 -

第1章 計画策定の概要	1
1. 計画策定の趣旨	
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間	2
4. 計画の策定体制と策定の経過	З
第2章 南丹市の子ども・子育てを取り巻く現状	4
1. 人口・世帯・人口動態等	4
2. 子どもと子育て家庭を取り巻く状況	8
3. 教育・保育施設の状況	11
4. 地域子ども・子育て支援事業の状況	15
5. ニーズ調査の結果	21
第3章 計画の基本的な考え方	24
1. 子ども・子育て支援の基本理念	24
2. 基本視点	24
3. 基本目標	26
4. 児童人口の推計	27
5. 施策の体系	29
第4章 総合的な施策の展開	30
基本目標1:子育て・子育ちを支える仕組みづくり	30
基本目標2:仕事と生活の調和の実現	40
基本目標3:豊かな心身を育む教育の充実	42
基本目標4:親子の健康づくりの推進	51
基本目標5:きめ細かな配慮を要する児童等への支援の充実	57
基本目標6:安心して暮らせるまちづくりの推進	62
第5章 教育・保育 量の見込みと提供体制	70
1. 教育・保育提供区域の設定	70
2. 計画期間の就学前児童推計数と世帯の家族類型	72
3. 幼児期の学校教育・保育 量の見込みと提供体制	75
4. 地域子ども・子育て支援事業 量の見込みと提供体制	79
5. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	87
6. その他関連施策の推進	88
第6章 計画の推進	89
1. 計画の推進体制	89
2. 進捗状況の管理	89
3. 関係機関等との連携	89

資	料	91
1	南丹市子ども・子育て会議条例	91
2	南丹市子ども・子育て会議委員名簿	93
3	用語の説明	94

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨

わが国の子どもの数(15 歳未満人口)は、平成 26 年4月1日現在 1,633 万人(総務省)となり、前年よりも 16 万人減少し、総人口(1億 2,714 万人)に占める子どもの割合も 12.8%と、子ども数と構成比は過去最低を記録しています。少子高齢化が急速に進むことで、本格的な人口減少社会が到来する中、子どもと子育て家庭をめぐる環境が変化し、子どもたちの育ちに様々な影響を及ぼすことが指摘されています。

このような子どもと子育てをめぐる社会的背景のもと、国は平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を成立させ、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」を開始します。このため、市町村は幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育てサービスについて、質と量の両面での充実を図るために、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。

南丹市では、平成 18年1月の合併以後、旧四町それぞれの計画を受けて平成 19年度に「南丹市次世代育成支援行動計画(前期行動計画)」を、平成 21年度に「南丹市次世代育成支援行動計画(後期行動計画)」を策定し、家庭と地域、行政が一体となって子育て支援施策に取り組んできました。また、子どもの安全な生活を保障するとともに、安心して子どもを産み、育てることができる環境の整備を図り、市民生活の向上及び地域社会の継続的な発展に寄与することを目的とした「南丹市子育て支援条例」を平成 20年度に制定し、急激な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境が大きく変化している状況の中で、子育て支援を推進するための施策を講じてきました。

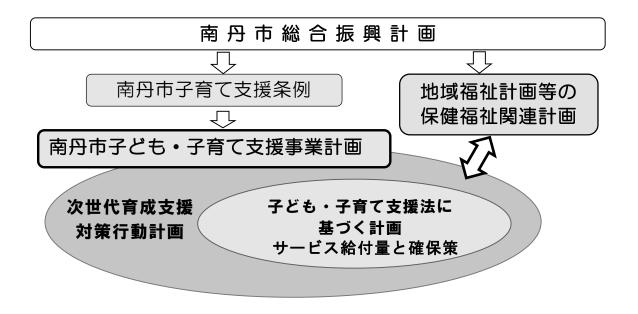
南丹市の子ども・子育て支援事業計画は、「子ども・子育て支援の質と量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心、理解を深め、各々が協働し、役割を果たすとともに、そうした取組を通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現」をめざし、子ども・子育て支援の取組をさらに進めるために策定するものです。そして、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容等を定めて、市民のニーズに応えていくための体制づくりを進めていきます。

2. 計画の位置づけ

「南丹市子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定します。また、これまでの「次世代育成支援対策行動計画」と合わせて発展的に統合し、南丹市の子ども・子育て支援の方向性を示す計画と位置づけます。

さらに、子ども・子育て支援施策は様々な分野の取組と総合的・一体的に進めるため、「南丹市総合振興計画」を最上位計画とし、「南丹市子育て支援条例」を踏まえて、南丹市地域福祉計画などの保健福祉関連計画等と連携を図りながら取り組みます。

■計画の位置づけ■



3. 計画期間

計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの5年間とします。

なお、南丹市子ども・子育て支援事業計画に示す施策・事業等について、定期的に点検を行いながら、着実に推進します。

■計画期間■

平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成
22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		育成支援行 期行動計				次世代育	育成支援行	亍動計画	
						子ども・子	·育て支援	事業計画	

4. 計画の策定体制と策定の経過

市町村子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づき、子どもの保護者や学識経験者、教育・保育施設関係者等で構成される「子ども・子育て会議」を各自治体で設置して、審議することが求められています。

南丹市においては、「南丹市次世代育成支援協議会」で継続的に次世代育成支援施策について協議してきた経緯を踏まえ、「南丹市次世代育成支援協議会」を「南丹市子ども・子育て会議」に発展的に移行し、本計画の内容等を審議していただき、策定作業を進めてきました。

また、南丹市における児童のいる家庭の状況及びニーズを把握するため、就学前と小学生の子どもの保護者を対象に、国のモデル調査内容を基に、京都府のモデル調査内容を取り入れ、子ども・子育て支援に関するニーズ調査(以下「ニーズ調査」という。)を平成25年度に実施しました。あわせて、地域子育て支援センター利用者の意見聴取などを行い、様々な意見やニーズの把握に努めて、策定の基礎資料としています。



なっなっなっなっなっなっなっなっなっなっなっなっな

第2章 南丹市の子ども・子育てを取り巻く現状

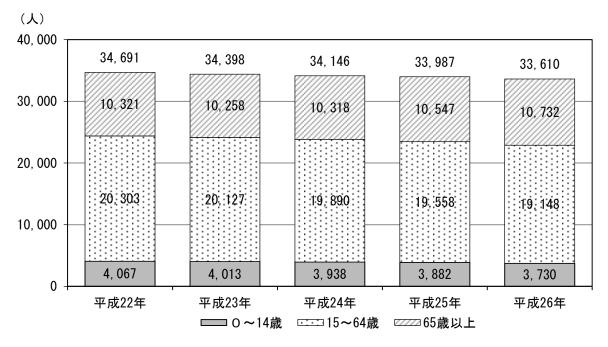
1. 人口・世帯・人口動態等

(1)人口·人口構成

本市の人口は、緩やかな減少傾向にあり、平成 26 年には 33,610 人となっています。また、3区分別で人口をみると、0歳~14歳の年少人口は平成 22 年の 4,067 人から平成 26 年の 3,730 人と 337 人の減少に対し、65歳以上の高齢者人口は、平成 22 年の 10,321 人から平成 26 年の 10,732 人と 411 人増加しています。構成比では、年少人口比率は 11%台を緩やかな減少傾向で推移しており、15~64歳の生産年齢人口比率も平成 26 年は 57.0% と減少しています。一方、高齢者人口比率(高齢化率)は、平成 22 年の 29.8% から平成 26 年の 31.9%と 2.1%増加しており、全国的にみられる少子高齢化が本市においても進んでいるといえます。

1世帯当たりの人数は減少傾向であり、平成26年で2.42人/世帯となっています。

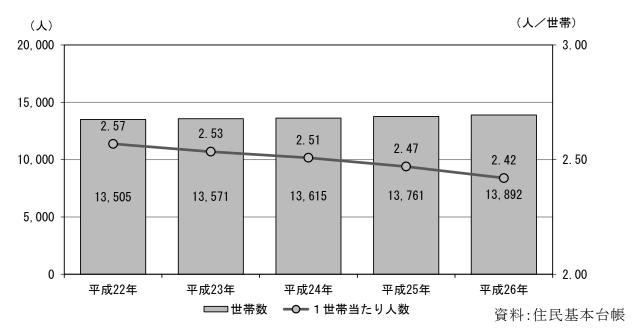
■人口の推移(各年4月1日現在)■



	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
65 歳以上	29.8%	29.8%	30.2%	31.0%	31.9%
15~64 歳	58.5%	58.5%	58.3%	57.6%	57.0%
O~14 歳	11.7%	11.7%	11.5%	11.4%	11.1%
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料:住民基本台帳

■世帯数の推移(各年4月1日現在)■

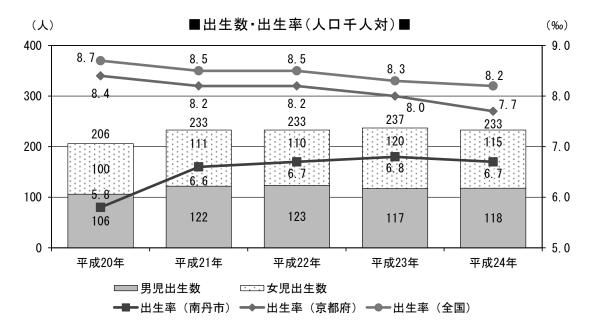


(2)出生数:死亡数:人口動態

出生数は、年間 230 人前後を横ばいで推移しており、平成 24 年は 233 人となっています。出生率では、京都府・全国が 8%(人口 1,000 人に対して 8人) 前後で推移しているのに対し、南丹市は6%台となっています。

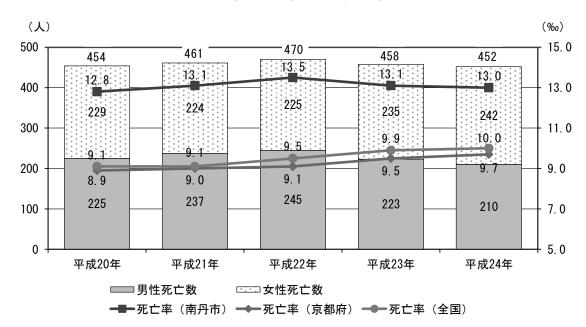
死亡数は、460人前後を横ばいで推移しており、平成24年は452人となっています。死亡率では、京都府・全国は10%弱ですが、南丹市は13%前後となっています。

人口動態の推移をみると、自然動態では、死亡数が出生数を上回り、自然減 となっています。社会動態では近年転出数が転入数を上回っていましたが、平 成 24 年は転入数・転出数が同数となっています。



※‰(パーミル)は千分の1の割合を示す。 資料:京都府保健福祉統計

■死亡数・死亡率(人口千人対)■



※‰(パーミル)は千分の1の割合を示す。 資料:京都府保健福祉統計

■人口動態の推移(各年 10 月~9月末までの累計)■

自然増減					社会増減			
	出生数	死亡数	増減	転入数	転出数	増減	増減	
平成 21 年	222 人	479 人	△ 257 人	1,103 人	1,263 人	Δ 160 人	△ 417人	
平成 22 年	236 人	455 人	△ 219 人	1,119 人	1,149 人	△ 30 人	△ 249 人	
平成 23 年	234 人	485 人	△ 251 人	1,136 人	1,170 人	△ 34 人	△ 285 人	
平成 24 年	246 人	441 人	△ 195人	1,141 人	1,141 人	0人	△ 195人	

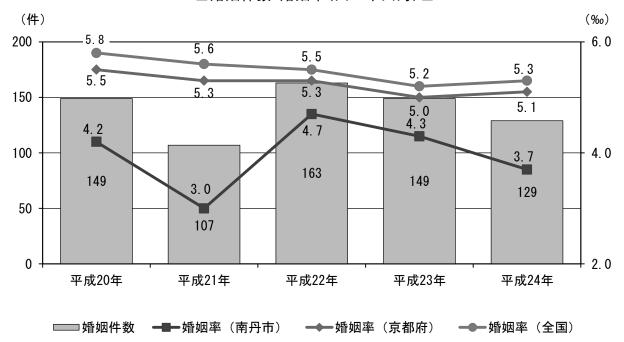
資料:京都府保健福祉統計

(3)婚姻件数·離婚件数

婚姻件数は、年間 100 件台前半で推移しています。婚姻率は京都府・全国が5%台で推移しているのに対し、南丹市は3~5%前後となっています。

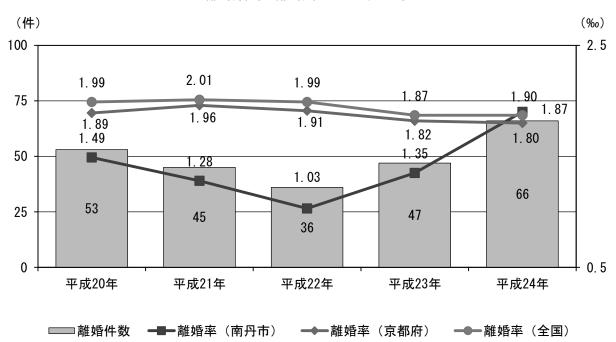
離婚件数は、南丹市では30~70件の間で増減を繰り返していますが、平成24年は66件と増えています。離婚率では、京都府・全国が2%前後で推移しており、南丹市は平成23年まで1%前半で推移していましたが、平成24年は1.87%と京都府・全国に近づいています。

■婚姻件数·婚姻率(人口千人対)■



資料:京都府保健福祉統計

■離婚件数·離婚率(人口千人対)■



資料:京都府保健福祉統計

2. 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

(1)年少人口

近年の年齢別児童数の動きをみると、各年齢ともに増減がみられますが、おおむね緩やかな減少傾向となっており、特にて歳児以上は減少傾向がみられます。

■年齢別児童数	(各年4日1	日現在)■
	(

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
O歳	229 人	234 人	239 人	219 人	210 人
1歳	221 人	238 人	250 人	238 人	225 人
2歳	241 人	222 人	240 人	254 人	233 人
3歳	220 人	250 人	229 人	248 人	249 人
4歳	252 人	226 人	250 人	225 人	236 人
5歳	238 人	252 人	233 人	256 人	224 人
6歳	255 人	244 人	250 人	239 人	256 人
7歳	267 人	253 人	244 人	254 人	239 人
8歳	280 人	266 人	257 人	243 人	254 人
9歳	284 人	279 人	264 人	259 人	235 人
10 歳	286 人	284 人	280 人	264 人	262 人
11 歳	339 人	285 人	282 人	280 人	265 人
12 歳	296 人	337 人	284 人	281 人	277 人
13 歳	349 人	295 人	337 人	285 人	279 人
14 歳	310 人	348 人	299 人	337 人	286 人
合 計	4,067 人	4,013 人	3,938 人	3,882 人	3,730 人

資料:住民基本台帳

■平成 26 年年齡別児童数(4月1日現在)■

0~2歳	3~5歳	6~8歳	9~11 歳	12~14 歳	合計
668 人	709 人	749 人	762 人	842 人	3,730 人

資料:住民基本台帳

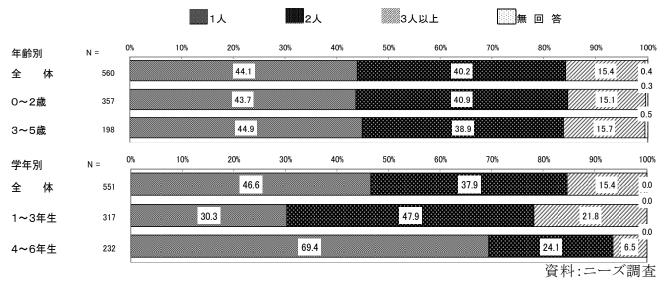
(2)児童のいる世帯の状況

ニーズ調査によると、世帯の子ども数は、就学前児童のいる世帯では、「1人」が44.1%と最も多く、次いで「2人」が40.2%となっており、兄弟姉妹の平均人数は1.7人です。小学生のいる世帯においても「1人」が46.6%、「2人」が37.9%となっています。

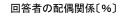
また、配偶者の有無については、「配偶者はいない」の回答が、就学前児童保護者で 6.6%、小学生保護者では 11.8%となっています。

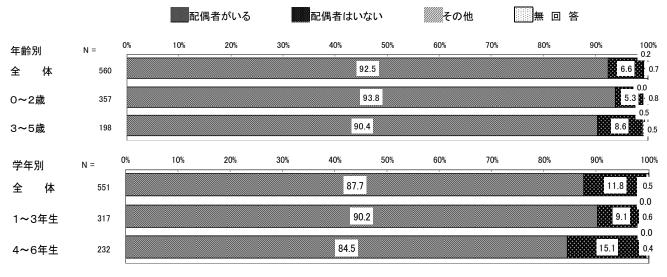
■世帯の子ども数■

小学生以下の子ども数[%]



■配偶者の有無■





資料:ニーズ調査

(3)世帯数·世帯構成

国勢調査の一般世帯数は平成 17 年の 12,369 世帯から平成 22 年は 12,646 世帯に増加しており、世帯構成では核家族世帯が増加しています。一方、18 歳未満の親族がいる世帯は、平成 17 年の 3,057 世帯から平成 22 年は 2,735 世帯に減少しており、なかでも6歳未満の子どもがいる世帯の減少が大きくなっています。

■世帯構成■

					-			
		総数	親族のみの世帯	核家族世帯	その他の親族世帯	非親族を 含む世帯	単独世帯	
	<u> </u>	般世帯数	12,369 件	8,952 件	6,190 件	2,762 件	16 件	3,401 件
亚		6歳未満の親族が	1,117 件	1,117 件	713 件	404 件	_	_
平成		いる一般世帯数	100.0%	100.0%	63.8%	36.2%	_	_
17			(9.0%)					
年		18 歳未満の親族 がいる一般世帯数	3,057 件	3,051 件	1,719 件	1,332 件	_	6 件
			100.0%	99.8%	56.2%	43.6%	_	0.2%
			(24.7%)					
	—:	般世帯数	12,646 件	8,827 件	6,473 件	2,354 件	66 件	3,741 件
亚		 6歳未満の親族が	981 件	978 件	685 件	293 件	3 件	_
平成		いる一般世帯数	100.0%	99.7%	69.8%	29.9%	0.3%	_
22			(7.8%)					
年		 18 歳未満の親族	2,735 件	2,715 件	1,743 件	972 件	12 件	8 件
		がいる一般世帯数	100.0%	99.3%	63.7%	35.5%	0.4%	0.3%
		双印 四 双印 四 双	(21.6%)					

()は一般世帯数に占める子どものいる世帯の割合 資料:国勢調査





3. 教育・保育施設の状況

(1)幼稚園

幼稚園は、公立2か所、私立1か所、合計3か所あり、各園で3歳児からの教育を実施しています。平成26年5月1日現在の園児数は、定員620人に対して261人となっています。近年の通園児童数は260人前後で推移しており、各年齢児の児童数も同様に推移しています。

園部幼稚園と聖家族幼稚園では、預かり保育を実施しています。

■幼稚園の現況■

施設名		所在地	対象年齢	定員 (人)	預かり保育
公立	園部幼稚園	園部町小桜町 44 番地	3歳児~ 就学前	210	実施
公立	八木中央幼稚園 (八木中央幼児学園 短時部)	八木町西田河原 條 42 番地	3歳児~ 就学前	210	_
私立	学校法人 聖カタリナ学園 聖家族幼稚園	園部町美園町 1 号 78 番地	満3歳児 ~就学前	200	実施
	合計 3か所		_	620	_

資料:子育て支援課

■幼稚園の利用状況■

施設名		地区	園児数(人) (上段:平成 25 年 5 月 1 日現在) (下段:平成 26 年 5 月 1 日現在)				
			満 3 歳 児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
公立	 園部幼稚園	園部	-	59	49	58	166
77.77	图印列性图	(미 (조)	_	61	57	48	166
公立	八木中央幼稚園	八木	<u> </u>	15	9	16	40
	(八木中央幼児学園 短時部)	/ (//	_	14	16	9	39
#1 *	学校法人 聖カタリナ学園	園部	_	16(0)	22(6)	18(0)	56(6)
私立	私立 単家族幼稚園		1(0)	17(1)	16(0)	22(6)	56(7)
A =1			_	90	80	92	262
	合 計		1	92	89	79	261

注) 聖家族幼稚園:市外在住児童数を()に内数として記載

資料:学校基本台帳 子育て支援課

(2)保育所

保育所については、園部・八木・日吉・美山地区の各地区に公立保育所を設置しており、市内全体で9か所、定員は合わせて 795 人となっています。

近年の保育所通所者数は 640 人台で推移しており、市内6か所で緊急保育 (一部非定型を含む)等の一時保育を実施しています。保護者のやむを得ない 事情に対応するため、延長保育をすべての保育所で実施しています。

また、市外の保育所に通所している児童が毎年10人弱みられます。

■認可保育所の現況■

	施設名	所在地	定員 (人)	受入れ 対象年齢	一時保育
公立	園部保育所	園部町 木崎町下ヲサ 46 番地	150	1歳児 ~5歳児	緊急
公立	城南保育所	園部町 城南町中井 50 番地	150	O歳児 (満6か月) ~5歳児	緊急
公立	八木中央保育所 (八木中央幼児学園 長時部)	八木町 西田河原條 42 番地	90	1歳児 ~5歳児	緊急• 非定型
公立	八木東保育所 (八木東幼児学園)	八木町 北屋賀焼石8番地3	60	O歳児 (満6か月) ~5歳児	_
公立	日吉中央保育所	日吉町 保野田垣ノ内 11 番地・12 番地 1 合地	90	O歳児 (満1歳) ~5歳児	_
公立	胡麻保育所	日吉町 胡麻中野辺谷 73 番地	90	1歳児 ~5歳児	_
公立	興風保育所	日吉町 田原渕谷口 26 番地 2	45	1歳児 ~5歳児	緊急
公立	みやま保育所	美山町島島台 53 番地	90	O歳児 (満1歳) ~5歳児	緊急
公立	知井保育所	美山町中勘定7番地	30	1歳児 ~5歳児	緊急
	合計 9施設		795		

■保育所の利用状況■

施設名	所在地	児童	数(人)			; 25 年 4 ; 26 年 4		
	171 E 26	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
		児	児	児	児	児	児	
 園部保育所	園部		12	25	18	31	26	112
图 即 体 月 / /	M IP	_	15	23	31	20	32	121
 城南保育所	園部	3	23	28	36	21	39	150
	네 M	7	23	23	29	37	23	142
】 園部地区小計		3	35	53	54	52	65	262
图即地区小司		7	38	46	60	57	55	263
八木中央保育所	八木	_	9	16	32	27	30	114
(八木中央幼児学園 長時部)	八八		13	17	30	32	29	121
八木東保育所	八木	5	6	8	11	4	11	45
(八木東幼児学園)	八个	7	3	10	11	6	3	40
ᄼᅔᄴᄝᄼᆉ		5	15	24	43	31	41	159
八木地区小計		7	16	27	41	38	32	161
日吉中央保育所	日吉	0	7	8	17	10	17	59
口言中关体育所	п п	0	3	10	7	15	8	43
		_	7	8	11	25	21	72
胡麻保育所	日吉		7	8	21	13	25	74
四周归去了	n+		2	1	4	6	0	13
興風保育所	日吉	—	0	1	1	3	6	11
日吉地区小計			16	17	32	41	38	144
口 日 地 区 小 計		—	10	19	29	31	39	128
7. 以十亿 本記	¥.I.	3	7	6	13	13	14	56
みやま保育所	美山	0	8	11	18	11	13	61
加井但夯配	¥.I.		4	6	2	11	2	25
知井保育所	美山	_	4	6	5	2	11	28
* 1.145.15.51		3	11	12	15	24	16	81
美山地区小計		0	12	17	23	13	24	89
√ =1		11		183			452	646
合 計		14		185			442	641

広域保育入所	児童数	效(人)	(上段:平成 25 年 4 月 1 日現在) (下段:平成 26 年 4 月 1 日現在)				
	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
	児	児	児	児	児	児	
ルナ町井。の伊奈町3町(天式供物)	0	1	1	4	1	1	8
他市町村への保育所入所(委託件数)	1	0	1	1	3	1	7
他市町村からの保育所入所(受託件	0	0	1	0	1	0	2
数)	0	0	1	0	0	1	2

(3)小学校

小学校は現在市内に 17 校あり、在籍児童数は緩やかに減少しています。平成 27 年度から小学校再編整備を行っていきます。

■小学校の設置状況■

₽ ¥t	=c /. +u	再編整	備計画
A 称	所 在 地	平成 27 年度	平成 28 年度
南丹市立園部小学校	園部町小桜町 26 番地 2		
南丹市立摩気小学校	園部町宍人市場 111 番地	園 部 小 学 校 として再編	
南丹市立西本梅小学校	園部町南八田中山 17番地		
南丹市立園部第二小学校	園部町小山東町平成台 2 号 78 番地外	園 部 第 二 小 学校として再	
南丹市立川辺小学校	園部町船岡長畑 52 番地 3	編	
南丹市立八木小学校	八木町八木東所 15 番地	八木西小学	
南丹市立吉富小学校	八木町鳥羽栄本 11 番地	校として再編	
南丹市立富本小学校	八木町青戸馬垣内 13 番地 1		
南丹市立新庄小学校	八木町船枝才ノ上 48 番地	八 木 東 小 学 校として再編	
南丹市立神吉小学校	八木町神吉西河原 15 番地		
南丹市立殿田小学校	日吉町殿田大貝 25 番地外		
南丹市立胡麻郷小学校	日吉町胡麻中野辺谷3番地3外		
南丹市立知井小学校	美山町中勘定 10 番地		
南丹市立平屋小学校	美山町安掛上ノ山 17番地		
南丹市立宮島小学校	美山町島島台 52 番地		美山小学校として再編
南丹市立鶴ヶ岡小学校	美山町鶴ヶ岡宮ノ前 23 番地 2		
南丹市立大野小学校	美山町三埜南畑 28 番地		

■小学校在籍状況(各年5月1日現在)■

	=				
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
1年	244 人	242 人	245 人	233 人	247 人
2年	258 人	239 人	241 人	247 人	235 人
3年	269 人	257 人	245 人	238 人	245 人
4年	279 人	270 人	257 人	245 人	229 人
5年	279 人	280 人	273 人	255 人	245 人
6年	333 人	277 人	276 人	270 人	252 人
特別支援	30 人	37 人	38 人	41 人	44 人
合 計	1,692 人	1,602 人	1,575 人	1,529 人	1,497 人

資料:学校基本台帳 教育委員会

4. 地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

小学校の低学年児童を主な対象として、放課後及び長期休業期間等に家庭に 代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うことにより、その児童の健 全な育成を図ることを目的として開設しています。

平成 26 年4月1日現在、市内に6か所あり、定員は 195 人です。放課後 児童クラブ利用者数は増加傾向にあります。平成 27 年度からは児童福祉法の 改正により、小学校6年生までを対象とすることができるようになります。

■放課後児童クラブの現況■

名 称	開設場所	定員(人)
園部たんぽぽ放課後児童クラブ(たんぽぽ)	木崎町児童老人会館	60
園部こすもす放課後児童クラブ(こすもす)	園部第二小学校内	35
八木放課後児童クラブ(せきれい)	八木東教育集会所	25
胡麻放課後児童クラブ(どんぐり)	胡麻こども館	25
殿田放課後児童クラブ(ひまわり)	殿田小学校内	25
美山放課後児童クラブ	宮島小学校内	25
合計 6か所		195

■開設時間■

区 分	時 間
平日(月曜日~金曜日)	授業終了後から午後6時まで
土曜日	ケ☆の味からケ後の味まで
学校の長期休業期間	午前8時から午後6時まで (左前8時 20 公までは見朗語かり)
学校振替休校日	(午前8時 30 分までは早朝預かり)

■放課後児童クラブ利用者数(各年4月1日現在)■

申込み児童数	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1年生	102 人	88 人	100 人
2年生	77 人	86 人	70 人
3年生	48 人	63 人	69 人
4年生	2 人	0人	0人
5年生	0 人	1人	0人
6年生	0 人	0人	1人
合 計	229 人	238 人	240 人

資料:教育委員会

※4年生以上の利用は、障がいのある児童の受け入れと、夏季長期休業期間中の特例としてのケース。

(2)延長保育事業

保護者の就労形態の多様化に対応するため、公立保育所9か所において延長保育を実施しています。午後6時以降の定期的な延長保育利用者は、平成25年度で50人となっています。

■延長保育の範囲■

実施保育所	実施日	時間区分		
公立保育所	月~金曜日	午前7時 30 分~午前8時 30 分	午後4時30分~午後7時	
9か所	土曜日	午前8時~午前8時 30 分	正午~午後1時 30 分	

■延長保育事業(午後6時以降の定期的な利用)利用者数■

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数	34 人	54 人	50 人

資料:子育て支援課

(3)一時保育事業

保護者の就労や冠婚葬祭など様々な理由により、一時的に子どもを預かる一時保育事業を、公立保育所6か所で実施しています。

保護者の社会的にやむを得ない理由により、緊急かつ一時的に家庭における 保育が困難な子どもに対して、原則として2週間を限度に預かりを実施する緊 急保育サービス事業と、保護者の就労、職業訓練などにより、原則として平均 週3日を限度に、家庭での保育が断続的に困難な子どもの預かりを実施する非 定型的保育サービス事業があります。

■実施施設■

実施保育所(地区)	種類
園部保育所(園部)	緊急
城南保育所(園部)	緊急
八木中央保育所(八木)	緊急∙非定型
興風保育所(日吉)	緊急
みやま保育所(美山)	緊急
知井保育所(美山)	緊急

■一時保育事業利用者数■

(延件数)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
緊急利用	43 件	63 件	39 件
非定型利用	470 件	103 件	312 件
合計	513 件	166 件	351 件

(4)預かり保育事業

通常の幼稚園教育時間以外に園児を預かる預かり保育事業については、公立の園部幼稚園では教育時間終了後に、私立の聖家族幼稚園については、教育時間の開始前と終了後に加え、夏休み期間においても実施しています。

平成27年度からは、保育所での一時保育と幼稚園での預かり保育を含めて一時預かり事業として実施します。

■預かり保育事業利用者数■

	開設日数、延利用人数	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
$\alpha +$	更如外班国	128 日	129 日	124 日
公立	園部幼稚園	延 983 人	延 1,460 人	延 1,227 人
#J +	学校法人 聖カタリナ学園	183 日	194 日	190 日
私立	聖家族幼稚園	延 1,397 人	延 1,542 人	延 949 人

資料:子育て支援課

(5)地域子育て支援拠点事業

地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等の軽減・緩和が図られるように、子育て家庭の親と子どもが気軽に集い、交流する場を提供しています。

■地域子育で支援拠点事業の概要(平成 26 年度現在)■

施設名	所在地	運営者	事業内容	開設時間	
南丹市 子育てすこやか センター	園部町 小桜町 43 番地 2	市(直営事業)	ママ講座、パパ講座、親子リトミック、お話会、・ジャージック、からの講座の講座が、シャック・シャー・アイ・ベントを開催	午前の部: 午前9時~正午 午後の部: 午後1時~午後 5時 (ランチタイム開設 月・火・金曜日)	
ぽこぽこくらぶ			プチ講座、外カフ	午前 10 時~ 午後3時	
ぽこぽこ ひろば八木	八木防災センター	NPO 法人グ ローアップ (委託事業)	ェ(子どもと離れて、楽しくおしゃべ	月·火·水·金曜日 (週4日)	
ぽこぽこ ひろば日吉	日吉町生涯学習 センター会議室		りしながらお茶を	火曜日(週1日)	
ぽこぽこ ひろば美山	美山文化ホール 和室			木曜日(週1日)	

資料:子育て支援課

■地域子育て支援センター利用者数■

(延利用人数)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
子育てすこやかセンター	7,818 人	7,117 人	8,404 人
一十月ですこれがセンダー	(244 日開設)	(240 日開設)	(249 日開設)
ぽこぽこくらぶ	1,643 人	2,318 人	2,663 人
はこはこくらか	(210 日開設)	(206 日開設)	(299 日開設)

(6)妊婦健康診査

母子保健法の規定により、妊婦の健康の保持・向上を促し、安全な分娩と健康な子の出生を支援することを目的として、妊婦に対する健康診査を実施しています。

妊婦の健康管理と経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査の公費負担制度として、基本健診 14回分、血液検査、音波検査等の「妊婦健康診査公費負担受診券」を発行しています。京都府内の委託医療機関及び助産所に提出して、利用することができます。また、京都府外での受診については、償還払いで対応しています。

■妊婦健康診査の実施状況■

	平成	平成	平成	平成	平成
	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
妊婦健康診査公費負担 受診券発行人数	254 人	255 人	249 人	230 人	261 人

資料:子育て支援課

(7)乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うことで、母親の孤立を防ぐとともに乳児の健全な育成環境の確保を図ります。

生後4か月までの全ての乳児及び母親を対象に、保健師や栄養士が訪問し、 身体計測、発育・発達状況の確認や育児相談、予防接種など市の保健事業を紹介しています。また、「おかあさんの健康アンケート」を実施し、母親の産後の不安、育児ストレスに対する支援も行っています。

■乳児家庭全戸訪問事業の実施状況■

	平成	平成	平成	平成	平成
	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
家庭訪問件数	232 件	233 件	230 件	234 件	206 件



(8)養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を 向上させるための支援を行う事業です。

妊産婦期から義務教育修了までの子育て期にある家庭で、支援を必要とする家庭に子育てサポーターを派遣し、養育機能の充実を図る育児・家事援助(子育てサポート派遣事業)と、保健師、助産師、看護師、保育士等による訪問支援を行う専門的相談支援があります。

■養育支援訪問事業の実施状況■

(件数)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
育児•家事援助	1 件	0 件	0 件
(子育てサポート派遣事業)	延 69 日		

資料:子育て支援課

(9)子育て短期支援事業

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難になった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業で、 南丹市ではショートステイ、トワイライトステイを児童養護施設青葉学園(亀岡市)に委託して実施しています。

■子育て短期支援事業の実施状況■

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用人数	1 人	2 人	3 人
利用延日数	25 日	10 日	64 日

・上記利用人数と日数はショートステイについて ・トワイライトステイは実績なし 資料:子育て支援課



(10)ファミリー・サポート・センター事業

子育てを地域社会全体で支え合い、安心して子育てできる環境をめざすため、 地域住民が会員となり児童の預かり等を行う事業です。

ファミリー・サポート・センターは、子育ての「援助を受けたい人」(おねがい会員)と「援助を行いたい人」(まかせて会員)をアドバイザーが紹介し、地域の中で子育てを援助しています。

■ファミリー・サポート・センター事業の概要■

受託者	対象者	利用時間
南丹市社会福祉協議会	おねがい会員(依頼会員): 南丹市在住、在勤で生後3カ月~小学校6年生の子どもの保護者 まかせて会員(提供会員): 南丹市在住で、自宅で子どもを預かることが可能な方、または保育施設などへの送迎が可能な方(講習必須) 両方会員:	午前7時~午後8時 (12月29日~1月3 日を除く)
	おねがい会員とまかせて会員の両方に登録している方	

■ファミリー・サポート・センター事業の会員数■

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
会員総数		122 人	166 人	194 人	215 人	233 人
	依頼会員	70 人	91 人	93 人	102 人	119 人
	提供会員	47 人	69 人	92 人	102 人	102 人
	両方会員	5 人	6 人	9 人	11 人	12 人
新規	見登録会員	63 人	37 人	44 人	39 人	33 人
	依頼会員	26 人	17 人	26 人	19 人	27 人
	提供会員	36 人	17 人	15 人	17 人	5 人
	両方会員	1 人	3 人	3 人	3 人	1 人

資料:子育て支援課

■ファミリー・サポート・センター事業活動件数■

	平成	平成	平成	平成	平成
	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
活動内容	107 件	278 件	329 件	352 件	181 件
①保育施設の保育開始 前や保育終了後の子ど もの預かり	4 件	39 件	56 件	3 件	55 件
②保育施設までの送迎	14 件	0 件	2 件	6 件	4 件
③放課後児童クラブ終 了後の子どもの預かり	9 件	171 件	206 件	279 件	38 件
④学校の放課後の子ど もの預かり	1 件	0 件	4 件	0 件	0 件
⑤冠婚葬祭や他の子ど もの学校行事の際の子 どもの預かり	1 件	0 件	4 件	4 件	6 件
⑥買い物等外出の際の 子どもの預かり	9 件	0 件	3 件	3 件	16 件
⑦その他	69 件	68 件	54 件	57 件	62 件

5. ニーズ調査の結果

ニーズ調査の実施概要は以下のとおりです。なお、各調査票で1世帯に兄弟姉妹がいた場合は、上のお子さんについて回答していただいており、1世帯の回答数は就学前児童用、小学生用1通ずつまでとなっています。配布総数に対して実際に回答された件数で回答率を算出しています。

■子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施概要■

調査方法:郵送による配布・回収

調査期間:平成 25 年 11 月 20 日~平成 25 年 12 月6日

	調査対象児童	調査票配布家庭	回答件数	回答率
就学前児童	1,583 人	1,113 人	560 人	50.3%
保護者	(就学前児童数)	(抽出率 70%)	300 人	30.3 %
小学生保護者	1,543 人	1,141 人	551 J	40.204
小子生体 设 有	(小学生数)	(抽出率 74%)	551 人	48.3%

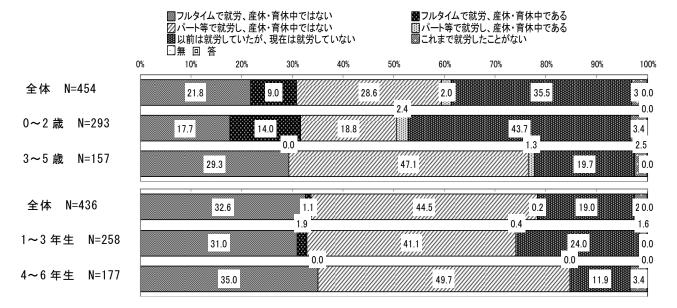
(1)保護者の就労状況(就学前児童・小学生)

母親の就労状況では、子どもの年齢が0~2歳においては、以前は就労していたが、現在は就労していない人が多く、子どもの年齢が3歳以上になるとパート等での就労割合が多くなっています。

今後の就労スタイルでは、パート等で就労している人では、パート等での就 労継続を希望している人が多くなっています。また、未就労の人で、就学前児 童の母親は1年以上先、末子が大きくなったら就労したいとする人が多く、小 学校4年生以上の母親は子育てや家事に専念したいという回答が多くなって います。

■母親の就労状況■

母親の就労状況[%]



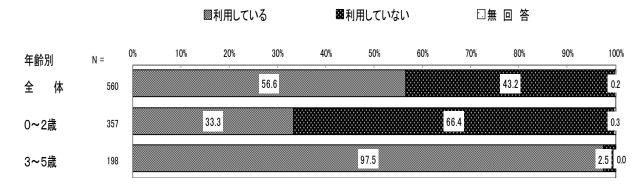
(2)定期的な教育・保育事業の利用(就学前児童)

定期的な教育・保育事業の利用については、子どもの年齢が3歳以上になると大半の人が利用している状況にあります。利用されている主な事業内容では、「認可保育所」「幼稚園」が多く回答されています。

今後、定期的に利用したい事業では、「認可保育所」が最も多く、続いて「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」などがあげられています。

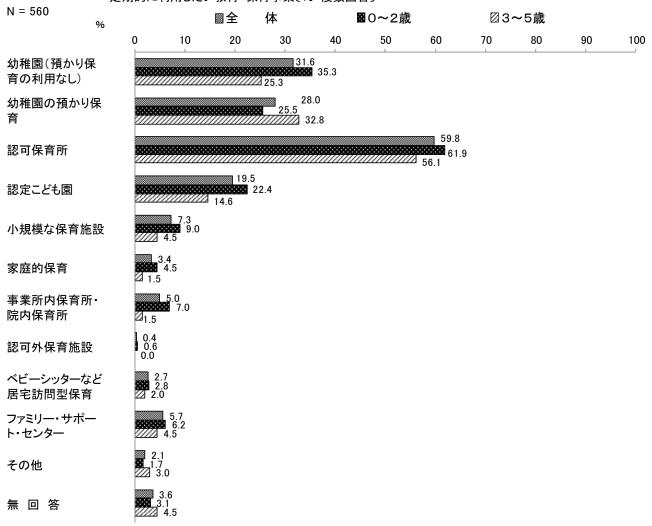
■定期的な教育・保育事業の利用状況■

定期的な教育・保育事業の利用[%]



■定期的に利用したい教育・保育事業(今後)■

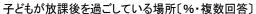


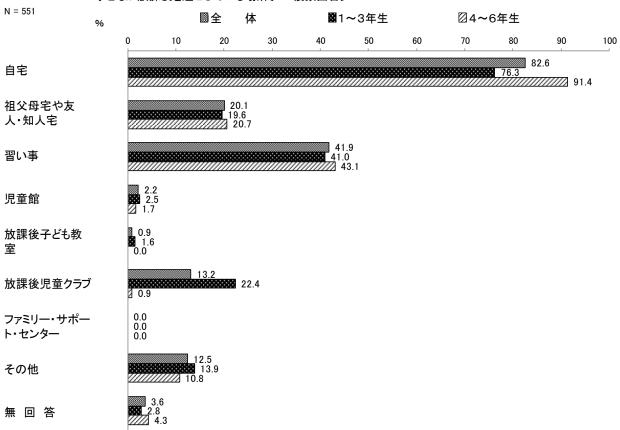


(3) 放課後児童クラブの利用(就学前児童・小学生)

小学校における放課後の過ごし方として、「自宅」「習い事」「祖父母宅や友人・知人宅」に続いて「放課後児童クラブ」と回答されています。一方、就学前児童の保護者も就学後における放課後の過ごし方として、放課後児童クラブの利用希望が多くなっています。

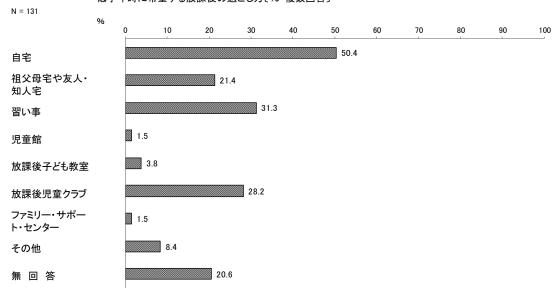
■小学生の放課後の過ごし方(現在)■





■就学後の放課後の過ごし方(就学前児童の保護者の希望)■

低学年時に希望する放課後の過ごし方[%・複数回答]



第3章 計画の基本的な考え方

1. 子ども・子育て支援の基本理念

『のびのび なんたん』 子育てにやさしいまち

南丹市では、子ども自身や子育て家庭に対する支援を推進してきましたが、 近年はさらなる少子化、核家族化の進行や女性の社会進出など、家族や子ども を取り巻く環境は変わりつつあります。

今日、子育てが困難な時代といわれる中で、安心して子どもを産み育てることができ、子ども自身が健やかな心身の成長を遂げるためには、子育てを取り巻く環境や親が抱える育児不安を理解し、地域全体で子どもを育む気運を高め、子育てをする家庭をあたたかく見守り、支えていく環境を整えることが大切です。

本計画では、「子どもがのびのび暮らせるまちは、みんなにとって住みよいまち」という認識のもと、意識啓発と環境整備に取り組みます。そして、地域のすべての人が子どもの成長と子育てに関わりながら、子育て家庭がのびのびと子育てができ、子どもがのびのび育つ、子育てにやさしいまちをめざして取り組んでいきます。

2. 基本視点

基本理念の実現に向けては、国の基本指針を踏まえつつ、基本目標及び各種事業を検討します。検討にあたっては、次の4つの基本視点を特に重視します。

(1)地域社会における「連携」の視点

社会全体で子どもを見守っていくためには、家庭を中心として、友人やサークルの仲間、隣近所といった身近な人、そしてボランティアや NPO 法人、学校、企業、市など地域の様々な主体が連携し、子育て支援の輪をつくっていくことが必要です。地域が子育て家庭に寄り添い、子育てに対する負担や不安の軽減を図る支援を通じて、子育てや子どもの成長を共に喜べる地域をめざします。

(2)家庭における「子育て力」を高めるための視点

地域及び社会全体が子育て家庭に寄り添い支えていくにしても、子育ての基本になるのはやはり家庭です。家庭での子どもへの接し方や親のあり方は、その子どもの成長にも影響を及ぼすと考えられます。

父母その他の保護者には、子育てについての第一義的責任があることはいうまでもありません。子育てに関する支援は、すべての育児を肩代わりするのではなく、父母その他の保護者が子育てについての責任を果たしながら、子どもが健やかに育つ権利が守られる社会をめざすものです。

また、男女が互いに子育てに責任をもち、子育てに取り組み協力しあうことがこれからの社会において重要な視点です。

(3)子育てを支える「働きやすさ・住みやすさ」の視点

就業形態の多様化と社会経済活動の変化などにより、共働きの子育て世帯が増加しており、子どもの成長とともに共働き世帯の割合は高まっています。今後も共働き世帯の割合は高まり、職場復帰や就労の時期が早まることが見込まれます。このため、雇用環境の影響、子育ての不安などを軽減し、仕事と家庭生活・子育てが両立できるように、働きやすさの視点が不可欠です。

南丹市においては、交通の利便性の向上から就労機会の増加も見込まれ、保育ニーズも高まることが想定されます。一方、市内に点在する里山風景に囲まれた暮らしにあこがれ、全国から移住を検討する家庭もみられます。子育て家庭など若い世代の定住を促進し、南丹市で子どもを産み育てられる環境づくりを進めることも重要です。

こうした状況に対応して、様々な面で住みやすい環境づくりに努め、仕事と 子育ての両立支援を進めていくことが必要です。

(4)子どもたちの「人権」を尊重するための視点

子どもの人権が守られ、心身の健やかな成長と安全を保障し、子どもがいきいきと明るく元気に育つまちをめざします。いじめや虐待等で被害を受けた子どもの支援、障がい児施策など、支援が必要な子どもにきめ細かな対応ができるように、関係課や関係機関と連携した支援体制の拡充が重要です。

3. 基本目標

基本目標1 子育て・子育ちを支える仕組みづくり

子育てに対する不安や負担を軽減して、子どもを育てる力を高め、地域で子どもの成長を見守ることができるようにするため、保育サービスや子育て支援活動を充実させるとともに、情報提供や相談体制の充実を図ります。

基本目標2 仕事と生活の調和の実現

子どもが成長する基本となる家庭において、仕事と生活の調和が図られ、子どもが健やかに成長できるように、男女共同参画推進の観点から支援します。

基本目標3 豊かな心身を育む教育の充実

次世代の親となるべき子どもの「生きる力」と「豊かな心」を育むことをめざし、教育の充実を図ります。教育・保育施設については、総合的な視点でその配置について検討するとともに、安全性と快適性の確保に努めます。また、家庭や学校・地域社会がそれぞれの教育機能を発揮し、子どもたちを地域全体で育む取組を推進します。

基本目標4 親子の健康づくりの推進

乳幼児から思春期の児童はそれぞれの発達段階で健康を確保できるよう、保健、医療、福祉及び教育などの分野が連携を図り、親子の心身の健康づくりを支援します。

また、健康に関する知識の普及や各種健診などを通じて、子どもの健やかな 発育と親子の健康づくりを支援します。

基本目標5 きめ細かな配慮を要する児童等への支援の充実

子どもをいじめや虐待から守り、その人権を確保するために、相談体制や地域住民による見守り体制等を充実させるほか、一人ひとりの課題に応じた支援体制を確保します。

基本目標6 安心して暮らせるまちづくりの推進

子どもや子育て家庭をはじめ、誰もが安心して暮らせるまちをめざし、子育 てバリアフリーを促進します。生活住環境に関する施策や、子どもを交通事故 や犯罪の被害から守るための施策を充実します。

また、子育て家庭が定住しやすい環境づくりに向け、就業支援や雇用の創出など総合的な視点で各種施策に取り組みます。

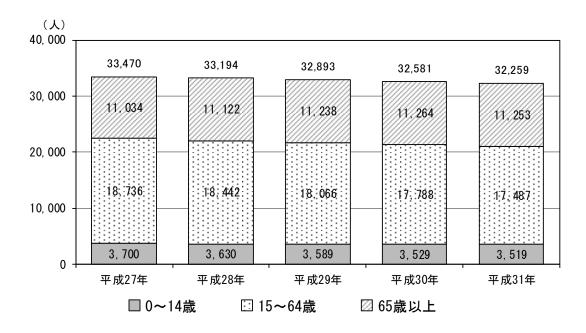
4. 児童人口の推計

(1)推計人口

コーホート変化率法により、本市の平成 24 年と 25 年の4月1日現在の住民基本台帳人口の男女別年齢別の変化率から計画期間の人口を推計します。

平成 27 年の人口 33,470 人から、平成 31 年は 32,259 人と 3.6%の減少が推計されます。65 歳以上人口が微増し、15~64 歳人口が微減することが見込まれます。

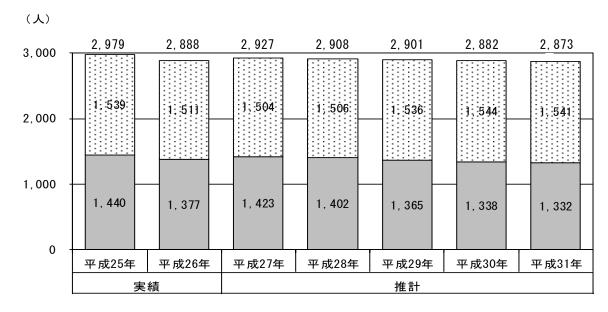
■推計人口■



(2)推計児童人口

児童数は微減傾向が見込まれています。小学生児童は微増傾向ですが、就学前児童数の減少が大きくなると推計されます。平成27年は就学前児童1,423人、小学生1,504人で合計2,927人、平成31年は就学前児童1,332人、小学生1,541人で合計2,873人と推計され、計画期間中に1.8%の減少が見込まれます。

■推計児童人口■



□0~5歳

□ 6~11歳

■年齡別推計児童人口(各年4月1日現在)■

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
平成 27 年	221 人	223 人	221 人	250 人	258 人	250 人	1,423 人
平成 28 年	218 人	219 人	227 人	228 人	246 人	264 人	1,402 人
平成 29 年	215 人	216 人	223 人	235 人	224 人	252 人	1,365 人
平成 30 年	213 人	213 人	220 人	231 人	231 人	230 人	1,338 人
平成 31 年	212 人	211 人	217 人	228 人	227 人	237 人	1,332 人

	6 歳児	7 歳児	8 歳児	9 歳児	10 歳児	11 歳児	計
平成 27 年	237 人	266 人	242 人	255 人	245 人	259 人	1,504 人
平成 28 年	256 人	241 人	265 人	244 人	255 人	245 人	1,506 人
平成 29 年	270 人	260 人	240 人	267 人	244 人	255 人	1,536 人
平成 30 年	258 人	274 人	259 人	242 人	267 人	244 人	1,544 人
平成 31 年	236 人	262 人	273 人	261 人	242 人	267 人	1,541 人



® の び の び

な

h

た

んり

基本

理

子育てにやさしいまち

第4章 総合的な施策の展開

■基本目標1 子育て・子育ちを支える仕組みづくり

- (1) 家庭における子育て力の向上
- (2) 子育て支援サービスの提供
- (3) 地域子育て支援拠点事業等の充実と機能強化
- (4) 子育てに関する情報提供と相談体制の充実
- (5) 子育て家庭への経済的負担の軽減
- (6) 地域における子育て支援関係団体(者)との連携

■基本目標2 仕事と生活の調和の実現

- (1) 男女共同参画の推進
- (2) 多様な働き方に対応するための啓発等の推進

■基本目標3 豊かな心身を育む教育の充実

- (1) 就学前教育・保育の充実
- (2) 学校教育の充実
- (3) いじめ・不登校・非行への対応の充実
- (4) 児童の健全育成

■基本目標4 親子の健康づくりの推進

- (1) 母子保健・医療の充実
- (2) 小児医療機関との連携
- (3) 食育の推進
- (4) 思春期保健の充実

■基本目標5 きめ細かな配慮を要する児童等への支援の充実

- (1) 子どもの人権の確保と子どもへの虐待防止対策
- (2)ひとり親家庭への支援
- (3) 障がい等で支援が必要な子どもの家庭支援

■基本目標 6 安心して暮らせるまちづくりの推進

- (1)子どもの遊び場の確保
- (2)子育てバリアフリーの促進
- (3) 交通安全対策の充実
- (4)子どもの安全対策の充実
- (5) 子育てにやさしい住環境・生活環境の整備

第5章 教育・保育 量の見込みと提供体制

- (1) 教育・保育提供区域の設定
- (2) 計画期間の就学前児童推計数と世帯の家族類型
- (3) 幼児期の学校教育・保育 量の見込みと提供体制
- (4) 地域子ども・子育て支援事業 量の見込みと提供体制
- (5) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保
- (6) その他関連する施策の推進



第4章 総合的な施策の展開

基本目標1:子育て・子育ちを支える仕組みづくり

(1)家庭における子育て力の向上

■現状と課題

少子化と核家族化が進む中で、育児に対する不安が大きくなったり、子育ての孤立化が見受けられます。子育てに対する親の不安や負担を軽減して、子ど もの成長の見守りを支える環境が求められています。

■取組

施策名	事業内容・方針	実施区分
①パパママ教室・健 診など母子保健事 業での情報提供	子育てに対する不安を軽減するため、パパママ教室や乳幼児健診にて子育ての情報を 提供するほか、個別相談に応じ、安心して子育てできるよう支援しています。	継続
②父親の育児参加 の推進	父親の育児参加の意識を高め、子どもとの 関わり方を学ぶため、父親対象の育児教室や 家庭教育学級等の事業を実施します。子育て すこやかセンター事業としては「パパ講座」 を年に2回実施しています。家庭教育学級支 援事業としては、家庭の教育力を高めるため に、幼稚園、小・中学校やPTAなどと連携 を図りながら、各種事業を実施しています。	継続
③育児支援に係る 講座等の実施	子どもとの関わり方、子育ての仕方に不安を抱く親への支援として、講座等を開催します。例えば就学前や発達支援が必要な子の親を対象にペアレントトレーニングを実施します。子どもの泣きへの理解と対処の方法についてや正しい抱っこの仕方などの手法を学ぶ機会や、子どもとのふれあいの大切さも感じてもらう親子のコミュニケーションの機会等を提供します。	新規
④子育で広場事業 の充実	就園前の乳幼児の親子を対象として、ボランティアによる絵本の読み聞かせや遊びの紹介などを通じ、豊かな情操を育てます。また、育児相談、体重測定、交流、保護者の学びの機会として講座を開催し、講師にはその分野に応じ、ボランティアや保健師、栄養士、助産師を迎え、育児についての不安軽減、解消を図ります。	継続

施策名	事業内容・方針	実施区分
⑤親子のふれあい 活動の充実	親子料理教室等の体験活動への参加を促進し、小学生親子のふれあい活動を推進します。今後は、市内全域での公募を行うとともに、周知・募集方法を検討します。	継続



(2)子育て支援サービスの提供

■現状と課題

子ども・子育て関連3法の施行にあわせ、すべての子どもと子育て家庭を支援するため、地域での様々な子育て支援サービスの充実を図ります。(具体的な数値目標等は、第5章4参照。)

施策名	事業内容・方針	実施区分
①時間外保育事業 (延長保育事業)	公立保育所9か所で早朝と夕方の延長保育を実施しています。今後も継続して実施することとし、保護者の働き方や利用状況を踏まえて対応していきます。	継続
②放課後児童健全 育成事業(放課後 児童クラブ)	市内6ヶ所(園部2、日吉2、八木1、美山1)で放課後児童クラブを開設し、家庭に代わる生活の場を確保し、該当児童の健全な育成を図っています。低学年の利用希望に対する提供体制の拡充と、高学年の利用希望に対する体制確保等の環境整備をめざし、既存施設の利活用や改修・改築、学校との連携・調整などにより、実施体制の強化を図ります。	拡充
③子育て短期支援 事業(ショートス テイ、トワイライ トステイ)	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難になった場合に、児童養護施設において養育・保護を行う事業で、南丹市ではショートスティ、トワイライトステイを児童養護施設青葉学園(亀岡市)に委託して実施しています。	継続
④地域子育て支援 拠点事業	市内には直営・民間委託方式で2か所の拠点を確保し、加えて、地区に出張しての開催をはじめ、気軽に集まれる場の提供を進めています。	継続
⑤一時預かり事業	これまで、幼稚園では緊急と定期利用での 預かり保育を、保育所では一時保育を実施し てきました。平成 27 年度から、急な用事や 短期のパートタイム就労など、子育て家庭の 様々なニーズに合わせて、一時預かり事業と して実施します。	継続
⑥病児·病後児保育 事業	これまで未実施ですが、共働き世帯が増 え、近くに親等の支援者がいない子育て世帯 も増えているため、事業の実施をめざしま す。	継続

施策名	事業内容・方針	実施区分
	子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と	
⑦ファミリー・サポ	子育ての援助を行いたい人(提供会員)が会	
ート・センター事	員となり、地域の中で、子育てを助け合う相	継続
業	互援助活動です。今後も事業の周知を図って	
	いきます。	
	生後4か月までの全ての乳児及び母親を	
	対象に、保健師や栄養士が訪問し、身体計測、	
 ⑧乳児家庭全戸訪	発育・発達状況の確認や育児相談、予防接種	
問事業	など市の保健事業を紹介しています。また、	継続
川ず木	「おかあさんの健康アンケート」を実施し、	
	母親の産後の不安、育児ストレスに対する支	
	援も行っています。	
	妊婦の健康管理と経済的負担の軽減を図	
	るため、妊婦健康診査の公費負担制度とし	
	て、基本健診 14 回分、血液検査、超音波検	継続
 ⑨妊婦健康診査	査等の「妊婦健康診査公費負担受診券」を発	
	行しています。京都府内の委託医療機関及び	
	助産所に提出して、利用することができま	
	す。また、京都府外での受診には、償還払い	
	で対応しています。	
	妊産婦期から義務教育修了までの子育て	
	期にある家庭で、支援を必要とする家庭に子	
 ⑩養育支援訪問事	育てサポーターを派遣し、養育機能の充実を	
業	図る育児・家事援助(子育てサポート派遣事	継続
	業)と、保健師、助産師、看護師、保育士等	
	の訪問による専門的相談により、支援を図っ	
	ていきます。	
⑪利用者支援事業	子どもや保護者の身近な場所で、教育・保	
	育施設や地域の子育て支援事業等の利用に	
	ついて情報収集を行うとともに、それらの利	
	用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行	新規
	い、関係機関等との連絡調整等を実施する事	
	業です。先ずは、地域子育て支援拠点での実	
	施をすすめていきます。	



(3)地域子育て支援拠点事業等の充実と機能強化

■現状と課題

地域子育て支援拠点施設として、子育ですこやかセンターを設置しています。 加えて、民間委託による拠点事業も展開し、主に就園前乳幼児の親子の集まる 場を、市内4地区に確保しています。親子が気軽に集い、相談できる場所であ ることを基本に、事業の充実を図っていきます。

今後は、地域での関わりあい、支えあいを大切にする視点から、小学生の放課後の居場所や地域住民との交流ができる居場所としての機能も検討していきます。

施策名	事業内容・方針	実施区分
①活動施設・拠点の 確保	子育ですこやかセンターを中核とし、他の公共施設も活用しながら子育でに関わる活動の機会の充実を図ります。 民間(NPO法人等)委託によるひろば事業は八木防災センターを拠点として、日吉町生涯学習センター、美山文化ホールなど各地区に出張して実施しています。今後も利用者にとって、身近な場所での開催に努めていきます。	継続
②地域子育て支援 拠点事業の充実	子育ですこやかセンターと民間委託による「子育で広場」での事業展開により、就園前乳幼児の親子の居場所の充実を図ります。また、一時預かり事業の実施の検討や子育で家庭のニーズに合わせ、幼稚園、保育所の選択や、地域の子育で支援の取組から必要な支援を選択できるよう情報提供し、相談・援助を行う利用者支援事業の実施を進めます。 小学生の放課後の居場所や地域住民との交流ができる居場所としてのあり方も検討します。	拡充
③地域との交流・世 代間交流の推進	社会福祉協議会登録ボランティアや、地域で活動されているサークル等を講師に招き、 交流事業を開催しているほか、地域住民との 関わりをもてるイベント行事の開催を行っ ています。今後も交流機会の充実に努めま す。	継続

(4)子育でに関する情報提供と相談体制の充実

■現状と課題

子育て支援課の窓口や地域子育て支援拠点施設、母子保健事業の中で、子育て家庭からの相談に対応しています。また、各幼稚園・保育所において日常的に保護者からの相談に対応しており、連携や支援が必要な場合は子育て支援課につなぐように努めています。子育て家庭の抱える課題が複雑化していることから、連携強化と専門的な対応力が求められます。

子育てに関する情報は、適宜、市ホームページや広報紙などで発信しており、 子育て支援課や地域子育て支援拠点施設でもパンフレットやチラシで情報提供に努めています。就労している保護者が増えているとともに、子育て家庭が必要とする情報も多岐にわたっていくことから、継続してきめ細かな情報提供に努めていくことが必要です。

施策名	事業内容・方針	実施区分
①相談体制の充実	保健師、栄養士を中心に母子保健事業としての子育て相談や、心理士による発達相談等を実施しています。発達支援センターでは、専門職を配置し、心理・言語などについての相談を行っています。また、子育て支援課に家庭児童相談員を配置し、養育相談を行っています。この他、身近な相談場所として拠点事業での相談の実施とあわせ、利用者支援事業の検討も行います。いずれもが気軽に相談できる場であることを周知し、機会の提供に努めます。	継続
②臨床心理士によ る専門相談の充 実	臨床心理士によるカウンセリングを通じて、保護者の不安を軽減するため、子育てすこやかセンター心理相談「こころの相談」を実施しています。利用者の心情に配慮した会場設定や、電話相談対応を行っています。	継続
③保育所、幼稚園、 学校における相 談体制の充実	保育所や幼稚園における子育て相談や小・中学校におけるスクールカウンセラーや心の居場所サポーターの配置を継続し、相談体制の充実を図るとともに、気軽に相談できる体制づくりやその周知を図り、子育てにおける不安解消と非行や不登校の未然防止・早期発見に努めます。	継続

施策名	事業内容・方針	実施区分
④情報提供体制の 充実	子育て支援サービスや各種の情報を集約 した情報誌を作成しています。また、最新情 報は、ホームページで発信していきます。	継続



(5)子育て家庭への経済的負担の軽減

■現状と課題

子どもの健やかな成長を願い、子育て家庭の負担軽減のため、各種助成や支給制度を実施しています。制度面での変更がある場合、転入者への対応などに留意しながら、適切な利用を促進していくことが必要です。

市の独自の助成等は、少子化対策、定住促進事業として位置づけ、今後の実施については事業評価を踏まえ、総合的な検討が必要になります。

施策名	事業内容・方針	実施区分
①すこやか子育て 医療費の助成	南丹市居住者で、小学校入学から高等学校修了までの児童の入院、通院に要した保険診療分の医療費について、申請による助成を行っています。 小学校入学時と転入時に制度の案内をしていますが、今後も制度の広報、周知に努めます。	継続
②子育て支援医療 費の助成	就学前の乳幼児が入院・通院に要した保険 診療分の医療費については、保険証を確認 し、受給者証を発行の上、助成を行います。	継続
③子育て手当の支 給	南丹市居住者で、5歳未満の児童を養育している人に、申請により手当てを支給します。	継続
④子宝祝金の支給	南丹市居住者で、児童を出産、養育する保 護者に対し、申請により祝金を支給します。	継続
⑤入学祝金の支給	南丹市居住者で、小・中学校に入学する児 童を養育している人に、申請により祝金を支 給します。	継続
⑥児童手当の支給	中学校修了までの児童を養育している人について、申請により手当を支給します。(なお、児童が施設入所している場合を除きます。)	継続

施策名	事業内容・方針	実施区分
⑦児童扶養手当の 支給	18 歳以下の児童を監護・養育するひとり 親の家庭、父または母が一定の障がいのある 家庭に手当を支給します。平成22年度より 父子世帯にも拡大され、平成26年12月の 制度改正により、公的年金等との併給制限の 見直しを実施しており、制度改正に対応し、 適切な利用の促進に努めます。なお、児童が 施設入所している場合や公的年金等の受給 により、手当てを受給できない場合がありま す。	継続
⑧特別児童扶養手 当の支給	20 歳未満の児童で心身に障がいがある子どもを養育・介護されている方に手当を支給します。随時受付し、京都府が決定します。(児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けることができる場合、児童福祉施設などに入所している場合を除きます。)	継続
⑨不妊治療助成金の支給	子どもを希望しながら不妊症のために子 どもに恵まれない夫婦に対して、経済的負担 を軽減するために不妊治療に要する費用の 一部を助成します。	継続
⑩要保護・準要保護 児童生徒援助費 の支給	経済的な理由によって、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に、学用品費、給食費等学校で必要な費用の一部を援助します。制度の趣旨の周知を図り、適正な運用に努めます。	継続
①特別支援教育就 学奨励費の支給	特別支援学級に就学する児童生徒の保護 者等の経済的負担を軽減するため、学用品 費、給食費等学校で必要な費用の一部を援助 します。 制度の趣旨の周知を図り、適正な運用に努 めます。	継続

(6)地域における子育て支援関係団体(者)との連携

■現状と課題

市内には子育て支援団体や地域で子育て支援に関わる活動をされている市民が多くみられ、様々な活動が行われています。例えば、スタッフが託児を担当し、その間、親が手芸やヨガ、リトミックを体験したり、お茶やお菓子を食べたりして過ごす、くつろぎの時間を与える取組や、地元資源を活用し、流しそうめんや芋掘り、いちご狩りなど季節に応じたイベントで親子が楽しめる機会を与える取組等が定着しています。今後は、さらに地域内での連携を図ったり、市との協働実施の拡充など、様々な方法を取り入れていくことが課題です。

施策名	事業内容・方針	実施区分
①子育てボランテ ィア・サークルと の連携	子育でに関係するボランティアの方やサークルグループに対し、情報提供や交流等の機会を持ち、協働の視点で連携して地域での子育で支援活動を促進します。また、交流や研修の機会の一環として、京都府主催事業への参加も推奨します。	継続
②子育てに関する NPO 法人との連 携	地域の人材を活かした子育で支援をめざして、子育で支援に関するNPO法人と連携し、課題解決に向けた取組を協働で進めます。 団体に対する情報提供を実施するほか、交流や研修の機会の一環として、京都府主催事業への参加も推奨します。	新規
③地域の指導者と の連携	地域の各種事業においてボランティア指導員を募り、リーダーを養成し、ともに事業を進めていきます。 青少年活動事業の一環として、ボランティア指導員を募り、事業を通じてリーダーを養成し、共に事業を進めていきます。	継続



(1)男女共同参画の推進

■現状と課題

国の「第3次男女共同参画基本計画」においては、地域における身近な共同 参画の推進が改めて強調され、重要な視点のひとつとなっています。また、子 育て支援や保育サービスの必要性は男女共同参画の視点からも重要であり、仕 事と家庭生活の両立と調和を促進する取組が必要です。

施策名	事業内容・方針	実施区分
①男女共同参画の 推進	男女共同参画行動計画に基づき、雇用機会や待遇が確保されるよう、男女がともに力を発揮できる環境づくりを推進します。 女性のチャレンジ支援施設である京都府男女共同参画センターらら京都で開催される事業の掲示や、就労相談に対する専門機関の紹介を実施しています。女性相談事業では、就労についても相談を受けるなど、な生の充実した生活支援アドバイスも実施しています。 南丹市男女共同参画条例を平成26年度に制定し、今後は条例に則した取組を行うとともに、男女共同参画センターの設置を検討します。	継続
②男女共同参画意 識の向上	固定的な役割分担意識が解消され、男女がともに家庭的役割の担い手になるよう、講演会の開催や街頭啓発、CATV・広報紙・ホームページ等を活用し、男女共同参画意識の向上と女性の自立について啓発を行います。	継続
③父親の育児参加 の推進(再掲)	父親の育児参加の意識を高めるため、子どもとの関わり方を学ぶため、父親対象の育児教室や家庭教育学級等の事業を実施します。 子育てすこやかセンター事業としては「パパ講座」を年に2回実施しています。家庭教育学級支援事業としては、家庭の教育力を高めるために、幼稚園、小・中学校やPTAなどと連携を図りながら、各種事業を実施しています。	継続

(2)多様な働き方に対応するための啓発等の推進

■現状と課題

多様な働き方、雇用の形態に関わらず安心して子どもを産み育てることができる社会をめざし、さらに仕事と生活の両立の推進について、市内企業への啓発・周知等を行っていく必要があります。

■取組

施策名	事業内容・方針	実施区分
	事業所や労働者を対象とした講座、セミナ	
①仕事と生活の両	一、相談などを行い、職場における子育て意	
立の推進	識の高揚に努めます。	継続
立の推進	またCATV、広報誌等を活用し、仕事と	
	家庭の調和について啓発を行います。	
②育児休業の取得	関係機関と連携しながら、市内企業に対し	継続
促進	ての啓発の実施を検討します。	杯 花
③育児中の業務の	関係機関と連携しながら、市内企業に対し	継続
軽減	ての啓発の実施を検討します。	<u>ጥ</u> ድ ሳሃር
	出産後や子育て後の女性の再就職を支援	
④再就職の支援	するために、技術講習、職業訓練や雇用情報	
	の提供などを行い、企業と連携した雇用促進	継続
	を図ります。関係機関と連携しながら、市内	
	企業に対しての啓発の実施を検討します。	



(1)就学前教育・保育の充実

■現状と課題

施設内環境の工夫や家庭との連携実践を通じて、生きる力と豊かな心を育成するため、幼児の成長過程に応じた適切な指導や教育を行っています。また、安全性と快適性を確保するとともに、近年の保育需要の増加にも対応できるように施設の配置について検討します。加えて、教育・保育の根底を担う職員の質の向上に努めます。

施策名	事業内容・方針	実施区分
①保育所施設の整 備	年々低年齢児からの保育希望が増えていることを踏まえ、地域ごとのニーズの把握に 努め、保育施設や設備の整備に向けた検討を 行います。	継続
②教育·保育内容の 充実と職員の資 質の向上	保育所・幼稚園・幼児学園職員連絡協議会を立ち上げ、就学前教育に携わる職員の交どもと研鑽を重ねています。その成果を、子どもたちへの教育・保育に生かしていきます。自己評価・保育の評価を行うことで、幼児の学びを捉える目を養い、教育力を高め、私立幼稚園においては、京都府私立幼稚園においては、京都府私立幼稚園においては、京都府私立り年間を盟・口丹波地区私立幼稚園協会により年間を通じ充実した研修を行い、職員の資質向上が図られています。 今後は、公立・私立の交流により、双方の資質の向上をめざします。	継続
③就学前教育施設 の整備	児童数の推移、保護者のニーズなどを踏まえ、幼児一人ひとりに応じたきめ細かな指導 や教育が行えるよう、適正な規模の施設の整 備を進めます。	継続
④教育内容の充実	幼稚園教育要領に基づき、創意工夫をしながら、心身の発達と幼稚園及び地域の実態に配慮した適切な教育課程の編成に努めます。	継続

施策名	事業内容・方針	実施区分
⑤未就園親子の支 援の充実	集団の中での遊びを通じ、子どもの心身の健全な発達を助け促し、親同士が子育てを学び合う場として、親子の育ち合う場として「すこやか学園」を、聖家族幼稚園では「つぼみくらぶ」を開設しています。 子どもの個性を考慮しながら親子ですごす場を提供するとともに、教諭と子どもや親との信頼関係を築き、適切な親育て・子育て支援ができるよう教諭の資質向上に努めます。	継続
⑥保・幼・小の連携 の充実	保育所・幼稚園・小学校が連携し、指導方法などの改善などに役立てられるよう、「もうすぐ1年生体験入学推進事業」を全域的に実施しています。学校区毎に保育所・幼稚園と小学校が「新入生の入学体験」、「小学校の出前授業」、「園児と小学生の交流事業」等を実施することにより、指導方法等の充実を図ります。	継続
⑦預かり保育の推進	幼稚園において教育活動終了後に子育て 支援の一環として保育を実施するもので、公 立1か所(園部幼稚園)、私立1か所(聖家族幼 稚園)で実施しています。今後は新たに八木 中央幼稚園での実施を計画します。	継続



(2)学校教育の充実

■現状と課題

平成26年9月に策定した「南丹市教育振興基本計画」では、学校教育の基本理念を「幼児・児童生徒一人ひとりに、生涯にわたって学び続けることができる基礎基本の習得を図りながら『ふるさと南丹市』を愛する心を育み、未来に向かってたくましく生きる力を育成する」と設定しています。その実現のために、家庭や学校・地域社会がそれぞれの教育機能を発揮しながら相互に連携しあって、子どもたちと地域が関わりながら取組を推進します。

施策名	事業内容・方針	実施区分
①生きる力の育成	野外学習等の自然体験学習や、高齢者との 交流といった福祉教育等の取組を、総合的な 学習の時間に取り入れ、実際に体験させ、子 どもの生きる力の育成をめざします。	継続
②体験活動の推進	地域の人材や団体などの協力を得て、太鼓等の伝統文化などの体験活動を充実します。 また、キャリア教育を推進し、児童生徒が将来の夢と希望を持って力強く生きようとする意欲や態度を育むために、小学生は1日程度、中学生は複数日にわたり、職場体験事業を実施します。	継続
③人権教育の推進	南丹市教育指針の重点課題に位置づけ、各校・園においては年間指導計画に基づいた人権教育を推進します。 また、教職員全員を対象にした研修会の開催や各校・園の人権教育主任会議を開催します。 す。特に、若年教員に対する人権教育の充実を図ります。	継続
④道徳教育の推進	道徳教育推進教師を中心として学校全体 で道徳教育に取り組み、地域の特色や児童生 徒の実態に応じた教材開発などを行います。	継続
⑤福祉教育の推進	総合的な学習の時間等において、福祉施設との交流事業や福祉施設での職場体験を継続して実施し、充実させることにより、思いやりや助け合いの心を育む取組を推進します。	継続
⑥環境教育の推進	校内における植物の栽培活動等に取り組むとともに、教科教育における環境の学習等の実施をします。	継続

施策名	事業内容・方針	実施区分
⑦情報教育の推進	各校において、情報モラル年間指導計画に 基づいた児童生徒の発達に応じた指導を行います。 保護者を対象に含めた携帯電話・インター ネット及びモラルに関する研修を行っています。	継続
⑧国際理解教育の 推進	外国語指導助手(ALT)を配置し、市内各小・中学校における外国語活動・英語教育を推進します。 各小学校において外国語活動の時間が創設され、コミュニケーション能力の素地を養うための取組を進めています。中学校においても学習指導要領の実施に伴い、さらなるコミュニケーション能力の育成を進めています。	継続
⑨スポーツ活動の 推進	スポーツ振興基本計画に基づき、児童生徒の体力向上に向けた取組を進めます。青少年スポーツ育成事業として、市内各種競技会(駅伝競走大会など)への子どもの参加を促進するとともに、スポーツ少年団や体育協会、総合型地域スポーツクラブ等と連携し、児童生徒の健全育成を行います。 また、各団体との連携のもとに、各種スポーツ活動の推進、指導者の育成などの取組を進めます。	継続
⑩教育環境の整備	平成 26 年9月に「南丹市教育振興基本計画」を策定しました。今後はこの計画趣旨に基づく教育環境整備について、引き続き、安全・安心な学校づくりを最優先しながら具現化を図っていきます。 学校施設の耐震補強を主とした「安全・安心な教育環境整備」の他、快適な教育環境の整備や、ICT環境の整備を図ります。 平成 27 年度末には耐震化率を 100%となるように必要な整備を促進するとともに、「南丹市教育振興基本計画」に基づき具体施策の展開を図っていきます。	継続

施策名	事業内容・方針	実施区分
①教職員の資質向 上	「特別支援スキルアップ講座」、「教務運営研修講座」、「学校経営・運営研修講座」など各年代に応じてその資質や能力を高める継続的研修講座を実施します。また、「南丹市夏季研修大会」、「教育課程南丹市研究大会」など全教職員を対象とする研修会を実施します。 校内研修会等での講演や指導助言などによって、教職員の専門性・指導力の向上を図ります。	継続
②教職員評価制度 の活用	自己評価システムを活用します。目標設定から実践においては、管理職の指導・助言のもと実施します。	継続
③確かな学力の定 着	基礎学力を定着させ、きめ細かな指導を行うことができるよう、「京都式少人数教育」の活用や指導形態を工夫し、学力充実に繋がる習熟度別学習等の指導工夫を図ります。そのため、児童生徒の実態に応じた少人数授業を実施します。	継続
⑭学校施設の開放	社会体育並びに文化振興を図るために、継続して市内学校体育施設を開放し、文化・スポーツ活動の普及及び幼児・児童の安全な遊び場の確保を図ります。安心・安全な施設管理を行い、生涯にわたってスポーツに親しむ場の確保を図ります。	継続
⑤学校評議員制度 の活用	各学校での学校評議員会の活動を充実させることで、より一層の学校の取組及び地域連携の充実を図ります。制度の意義を十分活用できる体制づくりを検討します。	継続
⑩地域資源と人材 の活用	地域の優れた指導者を活用し、文化芸術活動、運動部活動の充実を図り、家庭・学校・地域社会の一層の連携を図ります。小学校では主として文化芸術活動等へ、中学校では主として部活動等の指導を実施します。	継続

(3)いじめ・不登校・非行への対応の充実

■現状と課題

平成 25 年に、いじめ防止対策推進法が施行されました。また、平成 26 年 4 月に京都府いじめ防止基本方針が示され、南丹市いじめ防止基本方針を示したところです。

本市でも、いじめや不登校などを未然に防止し、発生後は早期解決を図るため、悩みを抱える子どもや保護者に対し、専門的な立場から児童生徒のケアにあたるスクールカウンセラーを配置し、相談活動の充実に努めます。また、専門家の育成や関係機関・地域関係者などとの連携を強化します。

特にいじめの防止等については「南丹市いじめ問題対策連絡協議会」等の組織を活用します。

施策名	事業内容・方針	実施区分
	いじめや不登校などを未然に防止し、早期	
	解決を図るため、全小・中学校を対象にした	
	スクールカウンセラー体制の整備、スクール	
	ソーシャルワーカーや「心の居場所」サポー	
①調査研究の推進	ターを配置し、各校における教育相談を児童	
と相談体制づく	生徒、保護者それぞれを対象に実施していま	拡充
IJ	す。	
	今後は、児童生徒たちによるいじめをなく	
	すための主体的な組織づくりや、児童生徒の	
	支援を行うための効果的な取組について、調	
	査・研究を行います。	
	市が主催する研修講座の開催や、スクール	
	カウンセラー等の専門的講師による校内研	
②相談にあたる専	修を実施するとともに、いじめ防止対策推進	継続
門的人材の育成	法に地方公共団体が講ずべき基本施策とし	<u> ጥድ</u> ሳንፔ
	て記載されている、いじめ防止等の対策に従	
	事する人材の確保に努めます。	
	要保護児童対策地域協議会や京都府家庭	
	支援総合センター、保健所等と連携し家庭支	
③家庭・地域・学校	援を進めるとともに、学校と警察の連携によ	継続
との連携と啓発 の推進	る非行防止の取組を実施します。今後、いじ	邢企 村北
1 が推進	め防止に係る関係機関や地域関係者などと	
	の連携を促進します。	

(4)児童の健全育成

■現状と課題

子どもを取り巻く環境の変化に対応し、子どもたちを地域全体で守り、安心して学び、遊ぶことができ、心身ともに健やかに成長できるように、施設を有効活用した事業の推進に努めます。

施策名	事業内容・方針	実施区分
①図書館事業の充 実	図書館が子どもたちの「つどう・むすぶ・まなぶ」場になるよう、事業の充実に努めます。子どもやPTA・ボランティア等を対象にお話会や職員による出前講座を行っているほか、4館(室)で図書館職員による様々な講座を開催しています。 今後は季節ごとに図書館講座(工作会)等の開催、市内小・中学生を対象にしたオーサービジット(作家とのふれあい)事業の開催を検討します。	継続
②読書活動の推進	市民の生涯学習の一環として、読書ボランティア養成講座を実施しています。 ボランティア同士の連携を密にするために、連絡協議会を立ち上げ活動の幅を広げていく方向をめざします。まずは、読書ボランィア連絡協議会の立ち上げに向けての調整会議を行います。 また、スキルアップ講習会を開催します。小学校の再編に伴い学校図書指導員の配置が変わるので、定例会の持ち方や連携が課題となっています。	継続
③児童館機能の拡 充	子どもたちの遊びや活動の拠点のひとつ である児童館の機能を有効活用して利用を 促進します。	継続
④教育集会所の活 用	青少年の居場所づくりのため、施設の有効活用を進めます。八木東教育集会所においては図書室開設事業を行い、隣接する児童館や保育所と連携した取組を行っています。また、同施設の2階で放課後児童クラブを開設し、施設の有効活用を行っています。施設が老朽化し、改修が必要となっているため、利用者の拡大や施設の活用については見直しを検討します。	継続

施策名	事業内容・方針	実施区分
⑤公民館事業の充 実	親子料理教室等の体験活動への参加者の 拡大を図り、親子のふれあいを推進します。 今後は、市内全域での公募を行うととも に、周知・募集方法を検討します。	継続
⑥国際交流事業の 推進	南丹市国際交流協会と連携し、グローバル な視野と感覚をもった青少年を国際理解の 推進に多努めます。また京都府内の国学生事ます。 サイパン島青少年とのあいる会を実施します。 サイの交流会をあいるとます。 サイの交流会を実施します。 タリカー アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・ア	継続
⑦自然学習の推進	郷土資料館での体験講座や公民館事業に おける水辺の観察など地域資源を活かした 親子の体験活動を実施しています。味噌づく りなどの郷土食の伝承講座も開催していま す。移築民家や中庭を活用した取組を公民館 事業等と連携し展開するとともに、郷土資料 館での体験事業は、事業内容が恒常化してい ることから、新たなメニューを取り入れ、参 加拡大の方策を検討します。	継続
⑧世代間交流の推 進	美山町各地域で年に3~5回、「京のまなび教室(放課後子供教室)」により、地域の方々と共同作業等でふれあい、交流を深めています。今後小学校の再編に伴い、地域のサポーターを増やし、市域全域に広め、平日(水曜日等)の開設を計画します。	拡充

施策名	事業内容・方針	実施区分
施策名 ③スポーツ活動の 充実・参加促進	スポーツを通じて児童の健全育成を図るため、子どもや親子で参加できるスポーツ活動の充実、提供に努めます。市内各種競技会(駅伝競走大会など)における親子での参加を促進するとともに、親子カヌー教室など親子で実施するスポーツ事業を実施しています。 今後も、いつでもだれでもスポーツに親し	実施区分 継続
⑩子ども会活動へ	むことができる環境の充実を図ります。また、一人でも多くの子どもにスポーツの歓びを提供できる場の充実を図ります。 地域と子どもとのつながりを強め、児童の健全育成を促進するとともに、地域の教育力の向上をめざす子ども会運営を支援します。	継続
の支援	安心して活動が進めらるよう、子ども会保険の加入を継続します。また、必要に応じて活動の助言を行います。	
①有害環境対策の 推進	南丹市青少年育成協会と連携して、青少年の健全育成に係る諸事業を実施しています。 また、京都府社会環境浄化推進委員と連携 して、有害図書や携帯電話取扱店、刃物取扱 店舗などに対して自主的措置を働きかける とともに、児童生徒に対して、「有害」と位置 づけられているものについての正しい理解 と認識を啓発するため、研修会等の実施を図 ります。	継続







(1)母子保健・医療の充実

■現状と課題

安心して、子どもを産み育てることができ、子どもが心身ともに健やかに成長できるように、保健・医療・教育・福祉の各分野の視点に立ち、また、連携を図りながら取組を進めていきます。加えて、親自身の心身の健康促進も図り、母子保健の充実に努めます。

施策名	事業内容・方針	実施区分
①パパママ教室の充実	親となり、子育ですることへの心身の準備と、産前産後の不安の軽減・解消を図るための支援を行います。「パパママ教室」を実施し、出産に向けて心と体のケアと栄養の話や交流を通して、パパママの仲間づくりや、心と体の準備や食生活を見直すきっかけづくりを行います。パパママの参加率を高めるため、教室内容を見直しながら実施していきます。	継続
②新生児訪問の充 実	育児についての正しい知識の普及を図るとともに、発育や発達の不安も解消できるよう新生児訪問及び乳児訪問を実施しています。 出生日・里帰り日等の情報を早めに得ることで、早期の訪問実施をめざします。	継続
③妊娠・出産・産後 支援の実施	従来の母子保健サービスに加え、出産直後からの育児不安や心身の不調を持つ妊産婦に対して、個々のニーズに応じた支援が必要となることから、妊婦健診や新生児訪問を通じ支援が必要な者を把握し、妊産婦の状況を踏まえ、育児支援や家事支援といった具体的支援を図っていきます。	新規
④育児教室の充実	離乳食教室、1歳すくすく教室、にこにこ親子教室を実施し、離乳食実技や子どもとの遊びを紹介することで、子育て力を高め自信を持って育児できる環境を整えています。 事業内容を見直しながら継続していきます。	継続

施策名	事業内容・方針	実施区分
⑤健康診査事業の 推進	各発達段階に応じて身体計測、発達検査、 歯科医による診察、小児科医による診察を行い、乳幼児の疾病及び障がいを早期発見する とともに、栄養指導、保健指導を実施しています。また、健診で心理士や作業療法士との 相談の場を設定し、専門的なアドバイスを行っています。 健診などの事業の重要性について啓発するとともに、関係機関と連携しながら、未受 診者・未参加者の事業への参加促進と家庭訪問等での支援、フォロー体制の強化に努めます。	継続
⑥乳幼児の事故防 止·救急処置の啓 発	健診時にパンフレットを配布し、保健指導時に、事故防止や安全対策、救急処置の啓発を行っています。定期的な啓発が必要という認識のもと継続していきます。	継続
⑦予防接種の推奨	疾病予防のため、予防接種を適切に受けられるよう乳児家庭全戸訪問時、乳幼児健診時等、様々な機会を通し、予防接種の接種勧奨を実施しています。 今後も、健診、訪問、相談等で予防接種未受診者への接種勧奨を行います。	継続
⑧不妊に関する相 談体制の整備	不妊治療に関する不安や悩みを解消する ために、関係機関が連携して、情報提供や相 談体制を確立しています。プライバシーに配 慮しながら相談に応じられるよう努めてい きます。	継続
⑨不妊治療助成金の支給(再掲)	子どもを希望しながら不妊症のために子 どもに恵まれない夫婦に対して、経済的負担 を軽減するために不妊治療に要する費用の 一部を助成します。	継続
⑩不妊治療に関す る意識啓発	プライバシーに配慮しながらの啓発が求められます。「お知らせなんたん」やホームページ上に不妊治療助成金制度について掲載し、情報提供を行います。	継続

(2)小児医療機関との連携

■現状と課題

子どもの発育などの悩みを気軽に相談できることや、かかりつけ医をもつことの重要性や市内医療機関等の情報を伝えており、今後も継続して情報提供を行っていくことが必要です。また、適切な医療が受けられる体制の確保のため、地域医療機関との更なる連携が必要です。

施策名	事業内容・方針	実施区分
①地域医療との連 携	専門的な医療が受けられる医療機関の確保をはじめ、地域医療の充実を図るため、公立南丹病院や地域の医療機関、京都府等の関係機関と連携を強化していきます。	継続
②医療情報の提供・ 意識啓発	地区医師会と連携し、医療情報や予防接種 情報など情報収集し、保護者へ情報提供して います。今後も、医療機関との連携を進めて いきます。	継続
③かかりつけ医の 普及	子どもの発育や疾病等を気軽に相談でき、 適切な医療を受けるために、かかりつけ医を 持つよう、相談や訪問、乳幼児健診等あらゆ る機会を通じて啓発していきます。あわせ て、医療機関に協力を求めていきます。	継続





(3)食育の推進

■現状と課題

子育て相談や健診などの母子保健事業を通じて、子どもの成長過程にあわせた栄養の基礎知識の普及や「食」の大切さについての意識を高めるため、事業の内容の充実や個に応じた栄養指導の場の充実などを図っていく必要があります。

また、家族で食事をする楽しさや団らんの大切さについて啓発を行い、子どもの「孤食」の防止、望ましい食習慣の獲得なども含め、子育て家庭に食育について啓発してくことが必要です。

施策名	事業内容・方針	実施区分
①「食」についての 啓発	育児支援事業や母子保健事業を通じて栄養の基礎知識の普及や食育を行っています。 離乳食時期の調理実習も含め、具体的に調理 し、与え方を指導しています。また段階的に 各乳幼児健診の栄養相談で適切な栄養補給 と食育について啓発を行っています。	継続
②離乳期における食の指導の充実	離乳食教室を実施し、調理実習、試食等を取り入れています。乳幼児健診や、子育て相談で栄養相談を実施し、子どもの成長に応じた食事が摂取でき、「食」を通じて親子の絆を深め安定した子育てができるよう支援しています。	継続
③給食などを通じ た食に関する指 導の充実	保育所では、食べることが生きる力につながる大事なこととしてとらえ、統一の食育計画に基づき、日々の保育を実践しています。 学校では、給食を通して食の大切さを啓発するとともに、各学校の「食に関する指導計画」に基づき、教科等に関連づけた授業等を実施し、給食だより等を通じて食の大切さ等を指導します。また、給食週間等の啓発期間を設定します。	継続
④家庭における食 育の推進	適切な食生活が、乳幼児期から学童期、思春期へと継続されるように、保育所や幼稚園、学校と連携し、生涯を通じた望ましい食習慣の基礎が確立できるように、啓発等に取り組みます。モデル校での「弁当の日」の支援を行い、食への感謝・調理力を身につけ生きる力につなげます。	継続

施策名	事業内容・方針	実施区分
⑤地域における食	南丹市食生活改善推進員などと連携し、試	継続
育の推進	食体験や調理実習などを開催します。	ጥ፫ ሳንር
⑥児童生徒への食	食に関する知識等について家庭科等の教	
に関する知識の	科に位置づけるとともに、給食指導を通じて	継続
普及	食への関心を高める取組を実施します。	
	保育所では、野菜づくりや芋掘り等の菜園	
	活動やクッキング等、子どもが楽しみながら	
	「食」を体験する機会を多くもち、「楽しく食	
⑦農業体験などの	べること」を大事にしていきます。	継続
実施	青少年活動事業で農業体験や調理体験な	ጥ፫፫ ሳንር
	どを行い地域に根ざした農業体験や食育事	
	業を推進します。今後も体験指導者の確保に	
	努めていきます。	
	南丹市食育推進計画庁内推進委員会にて、	
	CATV放送を活用し、地域の伝統食や食文	
⑧食に関する情報	化の紹介を行っています。	継続
の提供	南丹市ホームページを活用し、南丹市の美	제소 시설
	味しい野菜や直売所情報などを紹介するこ	
	とを検討します。	
	市内5校の小学校で「弁当の日」を実施し	
	ています。健康づくり推進協議会構成団体の	
⑨健康づくり推進	支援により、各小学校の特色を生かしなが	
協議会による「弁	ら、野菜づくり、調理実習、保存食づくりを	新規
当の日」の推進	実施し、食への感謝、調理力が身についてき	
	ており、今後は、全小・中学校で実施される	
	よう、支援を検討していきます。	
	CATV、広報なんたんを通じて、食育の	
	啓発を幅広く行いました。また、軽トラ市の	
	中で食育キャンペーンを実施し、野菜の摂取	
	拡大を目的とした参加型のクイズや、旬の食	
⑩庁内食育推進委 員会による食育 推進	材を使用した保育所や小学校の給食メニュ	
	一の展示、レシピの配布など食育を推進して	新規
	います。	
	今後も南丹市健康増進・食育推進計画に基	
	づき、食生活と健康、食文化の継承、風土を	
	生かした食育、食とコミュニケーションの4	
	つの分野を広く啓発し、食がひとづくり、ま	
	ちづくりとなるよう推進を図ります。	

(4)思春期保健の充実

■現状と課題

成長段階に応じた性に関する指導、喫煙や飲酒・薬物の有害性に関する正しい情報の提供、心の健康に関する指導や相談の体制を整えています。また本人だけではなく、保護者からの相談に応じるように努めており、子ども達の育つ環境の変化に対応して指導していくことが求められます。

施策名	事業内容・方針	実施区分
①性教育の推進	性に関すること、生命の尊さに関すること などについての正しい知識の普及啓発を図 ります。性教育の教材の貸出し等を実施しま す。	継続
②喫煙・飲酒・薬物 の有害性につい ての啓発	未成年者の喫煙・飲酒・薬物等の害について、市内の高等学校で保健所と禁煙教育を実施し、正しい知識の普及啓発を図っており、 今後も学校と連携して啓発していきます。	継続
③無煙環境づくり の推進	学校内での敷地内禁煙を実施するなど、無 煙環境づくりについての意識啓発を行いま す。	継続
④健康教育の推進	子育て相談、乳幼児健診等通じて、生活リズムを整えることや食生活の重要性等についてパンフレットを配布し、個別に指導するとともに、広報で健康教育を行っていきます。	継続
⑤乳幼児とのふれ あい活動の推進	保育所や幼稚園での職場体験事業等を通じて、中学生が乳幼児とふれあいをもてる機会を確保し、親となることの意味と子育てへの理解と関心を高められるように啓発します。	継続
⑥児童生徒の教育 相談の推進	児童生徒の悩みや不安、ストレスなどの解 消を図り、心にゆとりをもてる環境を提供で きるように、スクールカウンセラーを配置し ています。	継続
⑦学童・思春期の子 どもをもつ保護 者への相談の推 進	相談に対しては保護者の思いに寄り添い、 丁寧な対応に努めています。	継続

(1)子どもの人権の確保と子どもへの虐待防止対策

■現状と課題

子どもを虐待から守るための知識の普及といった啓発活動、親からの相談を受ける体制、民生児童委員や関係機関の見守り、相談支援の体制等を確保しており、今後もさらに対応の充実が求められます。

施策名	事業内容・方針	実施区分
①子育てサポート 派遣制度の充実	妊産婦期から義務教育終了までの子育て期にある家庭で、育児疲れや子育てなどが困難な世帯に対して、子育てサポーターを派遣して子どもの世話や家事などの必要な支援を行い、健やかな子どもの成長を支援します。今後は、サポーターの確保・育成に努めていきます。	継続
②主任児童委員、民 生児童委員との 連携	市内の親子の様子を把握し、家庭教育の啓発を行うため、様々な機会を通じて主任児童委員、民生児童委員との連携を図ります。 関係機関や学校との連携強化により、問題が発生した時には迅速に対応できる体制を確立するほか、継続して要保護児童への個別対応と連携を行っていきます。 また、登下校の見守りなどを通じ、地域における子どもたちの生活実態把握に努めます。	継続
③「子どもの人権 110番」の周知	京都府人権擁護委員連絡会の電話相談の 周知に努めます。 いじめ・体罰・不登校・児童虐待など子ど もの人権に関わる問題の解消に努めます。今 後も広報活動に力を入れていきます。	継続
④児童虐待防止に ついての知識の 普及	保護者が子育ての悩みを抱え込むことがないよう、妊娠届出時・乳児家庭全戸訪問・乳幼児健診等において相談を行います。日常的に支援できる地域でのサービス等について紹介しています。 訪問や健診のほか、拠点事業を通じて、知識の普及を行っていきます。	継続

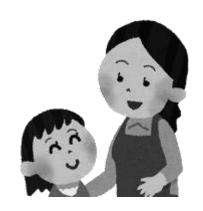
施策名	事業内容・方針	実施区分
⑤関係機関による 児童虐待の早期 発見	乳児家庭全戸訪問、乳幼児健診、子育で相談等を通じて、虐待の早期発見・早期対応に努めます。 乳幼児健診未受診者の中で虐待リスクの高い場合がみられることから、未受診家庭の状況を把握するとともに、未受診とならないよう産前・産後からの支援も検討していきます。	継続
⑥児童虐待未然防 止の相談体制の 充実	子育て発達支援センターに専門職を配置し、相談業務を実施しているほか、子育て支援課に家庭児童相談員を配置し、対応しています。保健師や栄養士は、日常業務の中で相談対応を行っています。 気軽に相談できる「場」であり「人」であることを周知するとともに、専門性の向上と体制の充実を図っていきます。	継続
⑦家庭児童相談窓 口の設置	相談窓口を設置し、家庭支援総合センター等と連携しながら、子どもや家庭の問題に対する適切な支援に努めます。子育て支援課に嘱託相談員を2名配置しており、担当職員も含めて対応します。	継続
⑧要保護児童対策 地域協議会の組 織強化	適切かつ早期の対応を図るため、要保護児 童対策地域協議会を組織し、関係機関による ケースの進行管理を定期的に実施しています。 今後も保健・医療・福祉・教育などの関係 機関と地域との連携をより一層強化し、児童 虐待の早期発見、早期対応に努め、要保護児 童対策地域協議会を通じて、具体的な支援を 進めます。	継続

(2)ひとり親家庭への支援

■現状と課題

ひとり親家庭の負担を軽減し、働きやすく子育てしやすい環境を確保するために、相談支援、就労支援、生活支援など総合的な支援について、ひとり親家庭の自立を支援する視点で取り組んでいくことが重要です。

施策名	事業内容・方針	実施区分
①相談体制の充実	民生児童委員、母子寡婦福祉会、母子福祉 推進員等と連携し、ひとり親家庭に対する相 談体制の充実を図っています。 それぞれの地区の民生児童委員協議会ご とに担当部会を設けて、年数回交流を図って いるほか、南丹市母子寡婦福祉会では、支部 活動での交流の機会を設けています。	継続
②ひとり親家庭の 就労支援	自立に向けた就労支援の一環として、保育 所入所への優先基準を設けています。	継続
③経済的負担の軽 減	各種手当の支給や医療費の助成を行い、ひ とり親家庭の経済的な負担を軽減します。	拡充



(3) 障がい等で支援が必要な子どもの家庭支援

■現状と課題

障がい等で特別な支援が必要な子どもに関しては、成長段階に応じて、支援を行っていくことが基本であり、家庭・学校・関係機関が連携して子どもの成長と自立を支援できるように取り組んでいくことが重要です。

また、乳幼児健診などで把握された、発達上支援が必要な子どもの保護者が 相談や支援を受けやすくなるように取り組んでいくことが重要です。

施策名	事業内容・方針	実施区分
①障がいの早期発 見·療育指導の推 進	発達の遅れや、その疑いへの気づきの場でであるという認識のもとで乳幼児健診を行い、必要に応じて発達支援センターの相談や医療機関につなげます。保育所等関係機関と連携しながら療育指導等に努めます。	継続
②療育体制の充実	子育て発達支援センター内に「つくし園」を設け、療育事業を実施しています。また、あわせて専門職を配置し、相談業務を実施しています。療育教室と連携しながら、障がいのある子どもやその家族に対する支援を行います。今後、療育待機者が出ないよう受け入れ体制の調整を行い、医療・保健・通園先等との連携を強め一貫した支援実施を継続します。	継続
③専門的育児支援 事業の充実	子育て発達支援センターに心理士、作業療法士といった専門職を配置し、早期発見・早期療育を推進しているほか、南丹圏域の花ノ木医療福祉センターとも連携を密にし、対応しています。また、定期健診時の相談や、保育所・幼稚園への巡回・学校訪問も実施します。今後は、学校との連携強化が課題です。	継続
④相談体制の充実	社会福祉課内に相談専門員を配置し、特別 支援教育センターとしての役割を担う京都 府立丹波支援学校や福祉機関と連携してい ます。子育て発達支援センターで実施してい る相談業務の中でも対応しています。	継続
⑤障がい児保育の 充実	きめ細かな保育を実施できるよう、保育士 の加配を行っていきます。	継続

施策名	事業内容・方針	実施区分
⑥特別支援教育の 充実	市内小・中学校に特別支援教育支援員を配置し、通級指導教室を継続実施するとともに、特別支援教育に係る講座を通年で開催し、指導者の資質向上を図ります。	継続
⑦放課後児童クラ ブにおける支援	障がい等で支援が必要な子どもが安心して放課後を過ごせる場となっているかに視点を置き、必要に応じて受け入れを行っています。集団での過ごし方の検討や支援員の専門性の確保が課題です。今後は、受け入れ体制を確保しながら、支援が必要な子どもへの対応に関する支援員研修の充実を図ります。	継続
⑧交流機会の充実	青少年活動事業では、年間を通じ、障がいのある子どもとの交流やボランティアをはじめ地域とのふれあいを高めており、今後も継続していきます。	継続
②経済的負担の軽減	障がいのある子どもやその家族のより安定した生活を保障するため、福祉医療・未成年心身障害者年金・障害児福祉手当・障害児通所支援を実施しています。	継続





(1)子どもの遊び場の確保

■現状と課題

学校施設の開放や既存施設の活用、公園などの管理を行いながら、子どもたちが安全に遊べる環境を確保していくことが重要です。また、子どもと子育て家庭の利用や地域性に留意した取組が求められます。

施策名	事業内容・方針	実施区分
①公園などの整備	誰もが利用しやすい、身近な公園緑地の整備について、都市計画決定を行ったすべての都市公園の整備を完了しました。 子どもたちの日常生活上の遊び場として、出入口や園路のバリアフリー化に努め、設置遊具の安全性を維持するため、引き続き適切な定期点検を実施し、維持管理を行います。	継続
②学校施設の開放 (再掲)	社会体育並びに文化振興を図るために、継続して市内学校体育施設を開放し、文化・スポーツ活動の普及及び幼児・児童の安全な遊び場の確保を図っています。	継続
③既存施設の活用	八木東教育集会所においては図書室開設 事業を行い、隣接する児童館や保育所と連携 した取組を行っています。また、同施設の2 階で放課後児童クラブを開設し、既存施設を 有効に活用して、子どもの居場所や利用する 場を確保しています。 既存施設の活用については、改修の必要性 などに配慮します。	継続
④保育施設の開放	園庭開放により未就園児との交流を図り、 子育て相談事業等を計画的に実施します。	継続

(2)子育てバリアフリーの促進

■現状と課題

公共施設や道路のバリアフリーを促進し、子どもと子育て家庭、高齢者や障がいのある人など誰もが外出しやすい環境をつくるため、必要性・緊急性を踏まえた整備や配慮が求められます。

施策名	事業内容・方針	実施区分
①公共施設などの バリアフリー整 備	公共施設の段差の解消や、トイレの育児支援設備(ベビーベッド、ベビーキープ等)の 設置を推進し、民間施設への啓発に努めます。	継続
②道路のバリアフ リーの推進	子どもや障がいのある人、高齢者の安全に 配慮した道路整備を進めていきます。	継続
③自転車歩行者道 及び自転車レー ンの整備の推進	京都府が整備する府道園部停車場線の歩 道及び自転車レーン整備の早期完成に向け、 京都府と共に努めます。	継続



(3)交通安全対策の充実

■現状と課題

子どもが通学や遊びの際に安全に行き帰りができるように、危険箇所を点検 するほか、地域の見守りを強化していく必要があります。

施策名	事業内容	実施区分
①交通安全教育の 推進	南丹警察署と連携し、保育所・幼稚園・学校において交通安全教室を開催し、交通安全に対する意識の高揚を図ります。 また、学校においては自主防犯ボランティアである「見守り隊」による地域・保護者と連携した登下校時の見守りを実施します。	継続
②地域の見守りの 強化	交通指導員の協力による登校指導を継続して行うとともに、PTAや地域住民の見守りにより、子どもの交通安全指導を毎月1日と15日に行います。また、チャイルドシートや自転車乗車用へルメット着用など、交通安全協会による街頭啓発により、子どもの安全対策を進めます。小学校再編に向けた交通指導員の配置については、平成27年度に園部・八木地域への新配置、平成28年度には美山地域への新配置を行います。	継続
③危険箇所の点検	PTAや地域・教育委員会などと連携して、年度当初はもちろんのこと、節目ごとに 危険箇所の点検を行い、子どもたちが安心し て生活できる環境づくりに努めます。内容に 応じて、庁内で課題や要望を共有します。	継続
④安全な道路環境 づくりの推進	通学(園)路や子ども・高齢者などの交通 弱者の通行が多い箇所を中心に歩道の改良、 整備を進め、誰もが利用しやすい快適で安全 な道路環境づくりに努めるため、現地調査を 行い計画的に改良整備に努めます。 また、小学校再編による通学路変更の状況 を把握し、車道・歩道の別を明確にする施設 整備を行います。	継続

(4)子どもの安全対策の充実

■現状と課題

子どもたちの安全を支える取組として、防犯用具の配布や防犯教育の徹底などを推進し、地域ぐるみで安全な環境をつくっていくことが重要となっています。

施策名	事業内容	実施区分
①犯罪のおこりにくい環境の整備	南丹圏域で警察・南丹教育局・消防署等と 連携を強化して、京都府下の不審者情報を保 育所・幼稚園・小・中学校と共有し、注意を 促すとともに、地域や関係機関等と協力しな がら登下校時の見守りを実施します。 保育所・幼稚園は保護者の送迎を基本とし ており、保護者への啓発や「子ども安心メー ル」の配信や情報提供を行っています。	継続
②パトロール、見守 り活動の充実	PTAや地域の団体と連携し、パトロール や地域住民による登下校時の見守り活動を 実施し、登下校時の安全確保に努めます。	継続
③スクールガード・ リーダーの充実	各小学校において、今後もスクールガード・リーダーによる登下校時の見守りを支援するとともに、学校の安全対策の指導を受け、改善に努めます。また、地域の方や保護者に対してスクールガードとしての役割等を学ぶ研修等を実施します。	継続
④防犯用品の配布	新小学1年生·新入園児へは4月に安全帽 を配布します。新小学1年生には4月に防犯 ブザー・防犯鈴を配布します。	継続
⑤防犯教育の徹底 と安全管理	防犯教室の開催や、スクールガード・リーダーや警察等による児童生徒及び教職員への指導・講習の実施など、防犯教育を推進するとともに、学校施設の安全管理に努めます。	継続
⑥情報伝達体制の 確立	南丹圏域で警察・南丹教育局・消防署等と 連携を強化して、京都府下の不審者情報を保 育所・幼稚園・小・中学校と共有し、注意を 促すとともに、地域や関係機関等と協力しな がら迅速な情報伝達に努めます。 「子ども安心メール」の配信や学校・関係 機関への情報提供を行っています。	継続

施策名	事業内容	実施区分
⑦安全教育の推進	保育所や幼稚園、学校において、安全に行動しようとする意識を高めるために実施している防犯訓練や避難訓練を今後も継続して推進します。また、学校安全計画・防災計画の策定と、それに基づいた取組を実施します。	継続
⑧地域ぐるみの防 犯体制づくり	警察や学校などの関係機関でのネットワークを構築し、情報交換や地域の見守りによって犯罪の抑止に努めます。また、「こども110番の家」の設置により、子どもの犯罪被害の未然防止に努めます。 今後、「こども110番の家」の周知や、学校再編等による関係機関や関係組織との連携の見直しを図っていきます。	継続
⑨防犯灯の設置	集落要望に基づく防犯灯の新設と市管理 防犯灯の適切な維持管理を行うとともに、公 衆防犯灯台帳の整備を行います。	継続





(5)子育てにやさしい住環境・生活環境の整備

■現状と課題

子育て世帯が定住しやすい環境づくりは、住環境をはじめ、教育・保育の環境、就業支援や雇用の創出なども含め総合的な視点が必要です。「生きがい定住都市構想~生涯充実して暮らせる都市を創る~」を基本目標に、平成 26 年度に策定した『定住促進アクションプラン』にあげられた、地域別定住促進施策(重点施策)をはじめとする各種施策や計画などと連携して展開していくことが重要です。

施策名	事業内容	実施区分
①公営住宅の整備・ 管理	南丹市公営住宅等長寿命化計画に基づき、 計画的な修繕を実施していますが、市内公営 住宅の老朽化が著しく、特に子育て世代が居 住できる衛生的で機能的な住宅整備を検討 します。 各住宅の外壁改修及び八木地区における 公営住宅の非現地建替えを実施します。	継続
②土地区画整理事 業の推進	組合施行による土地区画整理事業実施により、住宅地の供給及び公共福祉に資する公共施設の整備を行っています。 JR山陰線の複線化が進められるなど市街地化が進行しており、早急な公共施設の整備改善が望まれています。 事業計画に合わせ整備改善を推進し、市民の利便性向上を図ります。	継続
③ファミリー向け 住宅の設置検討	子育て家庭の多様なニーズに対応する良質なファミリー向け賃貸住宅について、市街化区域内において供給地の整備を検討します。 八木地区での公営住宅の非現地建替えにあわせ、定住促進を視野に入れた子育て家庭のニーズに対応する住宅を整備することを検討します。	継続
④公営住宅の優先 入居措置の推進	就学前から中学生の子どものいる世帯の 入居の優遇措置を今後も継続して行います。	継続

施策名	事業内容	実施区分
⑤若者夫婦向け住 宅供給の促進	南丹市定住促進アクションプランに基づき、民間住宅の未整備地域における定住者向け住宅整備を推進します。定住を希望する若者の意向やUターン者の動向を把握し、特に若者夫婦を対象にした住宅などの整備について検討します。 定住希望者が定住を決意するまでの居住や人間関係の構築を補完する定住者向けお試し住宅の整備を検討します。また、各地域と連携し、空き家等を活用した地域密着型お試し住宅の整備を推進します。	継続
⑥子育て家庭に向 けた情報提供の 充実	ゆとりある住環境を希望する子育て家庭に対し、市有地「平成台」の分譲情報を提供しています。平成 25 年度においては、近隣市町村に子育て政策の内容を記載した新聞折込チラシ約 36 万部の折込を行い、また不動産ポータルサイトに分譲地情報を掲載し広域に情報提供を行いました。 分譲地PRにあわせて施策の情報を提供するとともに、平成台分譲地売払いに係るPRの継続を行います。	継続
⑦緑化の推進	個人や有志グループなどによる自発的な緑化・飾花、里山づくりなどが行われています。飾花グループの活動を支援しているほか、グリーンカーテン事業の継続維持ができるように検討します。	継続
⑧環境保全の推進	地域やグループなどによる美化清掃活動を通じて、地域環境の保全が図られています。 自然環境の保全に努め、豊かな緑、清らかな水、新鮮な空気といった南丹市の自然を次世代に引き継いでいきます。	継続
⑨若い世代への就 職支援	ハローワークや京都ジョブパーク、京都丹 波若者サポートステーションと連携し、これ ら関係機関が開催するセミナーの周知等、若 者の就職につながる活動の支援を行います。 また、 地域の人材や活力を生かした経済 発展を促すため、商工会等が行う起業支援や 商工業者への取組を支援します。	継続

施策名	事業内容	実施区分
⑩魅力あるまちづ くりと雇用の創 出	若者の定住を促進するため、大学などの教育研究機関と連携し、地域資源などを活用したものづくりをテーマにしたまちづくりを推進するとともに、積極的に企業誘致に努め、新たな環境や産業の創出を図ります。 京都府と連携し、京都新光悦村等への誘致活動を行っています。引き続き誘致を推進するとともに、新設される京都府立南丹高校テクニカルコースをはじめとした高校、大学等との連携を図ります。	継続
⑪若者定住施策の 充実	南丹市定住促進アクションプランにおいて、定住促進施策の対象を生産年齢世代(特に子育て世代)に絞り、効果的な定住促進施策を推進します。若者定住に向けたプランの具現化に向け、財政面などを考慮しながら制度設計を検討します。	継続
⑫定住促進に向け た情報の発信	若者の定住促進に向けて、ホームページや広報紙などを活用し、住宅に関する情報やまちの情報などを発信します。 また、平成26年度に若者の定住促進を目的とした若者向けのホームページやガイドブックを作成し、情報発信をしていきます。また、集落の情報をまとめた集落の教科書づくりを推奨します。 常に新たな情報が発信できるよう、情報などの管理体制を整えます。	継続



第5章 教育・保育 量の見込みと提供体制

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、以下の教育・保育サービスを推進する上で、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

■施設型給付

- ①認定こども園
- ②幼稚園
- ③保育所

■地域型保育給付

- ①小規模保育(6人以上19人以下)
- ②家庭的保育(5人以下)
- ③居宅訪問型保育(ベビーシッター等)
- ④事業所内保育(従業員の子どものほか地域の子どもを保育)

■地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業 ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育支援訪問事業
- ⑥子育て短期支援事業 ⑦ファミリー・サポート・センター事業
- 8一時預かり事業 9延長保育事業 ⑩病児保育事業
- ⑪放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
- (2)実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ③多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

国は、「教育・保育の提供区域」の設定について以下の点を示しています。

- 〇地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施 設の整備状況等を総合的に勘案して定める。
- ○小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子ど もが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- ○地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- ○教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、 実情に応じて区分または事業ごとに設定することができる。

教育・保育提供区域のとらえ方を以下のように整理し、留意すべき点を踏ま えて検討してきました。

■教育・保育提供区域のとらえ方

- ①教育・保育提供区域は、利用者の利用可能施設等を制限するものではない。
- ②サービスを提供するための配置バランスを考えるための設定である。
- ③区域の就学前児童数の推計が必要である。
- ④児童人口が減少している中、就学前児童の教育・保育の提供だけでとらえるのではなく、小学校等の教育の連続的提供の視点で考えることも重要。

■区域設定にあたり留意すべきポイント

ポイント①

- ○事業量の調整単位として適切か
- ○区域内の児童数や面積は適切な規模か
- ○区域ごとに事業量の見込みが算出可能か
- ○区域ごとに不足分の確保策を打ち出せるか

ポイント②

- ○事業の利用実態を反映しているか
- ○保護者の移動状況を踏まえているか
- ○設定した区域内で事業のあっせんが可能か
- ○これまでの事業の考え方と整合しているか

南丹市では、4地区の地理的条件、人口をとらえながら、交通事情その他の社会的条件、これまでの教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況などを勘案し、市内全域を1区域として設定します。ただし、地域が広域であることから、地域課題については、必要に応じて、利用状況をとらえながら見込み量及び供給量等を検討していきます。

2. 計画期間の就学前児童推計数と世帯の家族類型

(1)推計就学前児童数

就学前児童数は、平成 24・25 年(各年4月1日現在)は 1,440 人、1,441 人でしたが、平成 26 年は 1,377 人とやや減少しています。

計画期間中の児童数について、平成24年と平成25年(各年4月1日現在)の1歳年齢ごと男女別人口(市の住民基本台帳人口)を基に、コーホート変化率法にて推計しました。推計結果は以下のとおりとなります。

一规] 的 光主												
		実績		į	数(就学前)							
	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成				
	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	31 年				
O歳	239 人	219 人	210 人	221 人	218 人	215 人	213 人	212 人				
1歳	250 人	238 人	225 人	223 人	219 人	216 人	213 人	211 人				
2歳	240 人	254 人	233 人	221 人	227 人	223 人	220 人	217 人				
3歳	229 人	248 人	249 人	250 人	228 人	235 人	231 人	228 人				
4歳	250 人	225 人	236 人	258 人	246 人	224 人	231 人	227 人				
5歳	233 人	256 人	224 人	250 人	264 人	252 人	230 人	237 人				
計	1441 人	1.440 人	1.377 人	1.423 人	1.402 人	1.365 人	1.338 人	1.332 人				

■就学前児童数の実績と推計数(実績値は各年4月1日現在)■

■地区別就学前児童数(平成 26 年4月1日現在)■

	園部地区	八木地区	日吉地区	美山地区
O歳	119 人	50 人	22 人	19 人
1歳	135 人	38 人	26 人	26 人
2歳	152 人	39 人	20 人	22 人
3歳	139 人	54 人	30 人	26 人
4歳	143 人	47 人	32 人	14 人
5歳	115 人	45 人	39 人	25 人
計	803 人	273 人	169 人	132 人
āl	(58.3%)	(19.8%)	(12.3%)	(9.6%)

注)()は就学前児童全体 1,377 人に占める割合

(2)ニーズ調査からみた潜在的家族類型

子ども・子育て支援給付の対象となるのは、以下の認定区分に該当する就学前児童となり、見込み量の算定にあたっては、ニーズ調査結果から年齢ごとの家庭類型から認定区分の見込みを想定しました。

■認定区分

• 1号認定:満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要なし)の就学前児童

・2号認定:満3歳以上の保育認定を受けた就学前児童・3号認定:満3歳未満の保育認定を受けた就学前児童

家庭類型は、「現在」は調査時点の保護者の就労状況からに区分しており、「潜在」は就労意向とフルタイムへの転換希望等を加味して区分した家族類型で、利用意向は潜在的家族類型で集計し、ニーズを把握しています。

■0~5歳

	家庭類型	現	在	潜在		
	家庭 類至	実数	割合	実数	割合	
タイプA	ひとり親	36	8.3%	36	8.3%	
タイプB	フルタイム×フルタイム	123	28.3%	133	30.6%	
タイプC	フルタイム×パートタイム (月 120 時間以上+下限時間~120 時間の一部)	92	21.1%	104	23.9%	
タイプC'	フルタイム×パートタイム (下限時間未満+下限時間~120 時間の一部)	26	6.0%	33	7.6%	
タイプロ	専業主婦(夫)	158	36.3%	128	29.4%	
タイプE	パート×パート(双方月 120 時間以上+下限時間 ~120 時間の一部)	0	0.0%	0	0.0%	
タイプE'	パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間~120 時間の一部)	0	0.0%	1	0.2%	
タイプF	無業×無業	0	0.0%	0	0.0%	
全 体		435	100%	435	100%	

■0歳

	克 佐 粨 刑	現	在	潜	在
	□ □ □ □ □ □ 家庭類型 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	実数	割合	実数	割合
タイプA	ひとり親	5	4.0%	5	4.0%
タイプB	フルタイム×フルタイム	44	35.5%	48	38.7%
タイプC	フルタイム×パートタイム (月 120 時間以上+下限時間~120 時間の一部)	13	10.5%	20	16.1%
タイプC'	フルタイム×パートタイム (下限時間未満+下限時間~120 時間の一部)	3	2.4%	3	2.4%
タイプD	専業主婦(夫)	59	47.6%	47	37.9%
タイプE	パート×パート(双方月 120 時間以上+下限時間~120 時間の一部)	0	0.0%	0	0.0%
タイプE'	パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	0	0.0%	1	0.8%
タイプF	無業×無業	0	0.0%	0	0.0%
全 体		124	100%	124	100%

■1・2歳

	家庭類型	現	在	潜	在
	家庭 類至	実数	割合	実数	割合
タイプA	ひとり親	14	9.0%	14	9.0%
タイプB	フルタイム×フルタイム	39	25.0%	43	27.5%
タイプC	フルタイム×パートタイム (月 120 時間以上+下限時間~120 時間の一部)	27	17.3%	31	19.9%
タイプC'	フルタイム×パートタイム (下限時間未満+下限時間~120 時間の一部)	9	5.8%	12	7.7%
タイプD	専業主婦(夫)	67	42.9%	56	35.9%
タイプE	パート×パート(双方月 120 時間以上+下限時間 ~120 時間の一部)	0	0.0%	0	0.0%
タイプE'	パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	0	0.0%	0	0.0%
タイプF	無業×無業	0	0.0%	0	0.0%
全 体		156	100%	156	100%

■3~5歳

	家庭類型	現	在	潜在		
	家庭規 至	実数	割合	実数	割合	
タイプA	ひとり親	17	11.0%	17	11.0%	
タイプB	フルタイム×フルタイム	40	25.8%	42	27.1%	
タイプC	フルタイム×パートタイム (月 120 時間以上+下限時間~120 時間の一部)	52	33.6%	53	34.2%	
タイプC'	フルタイム×パートタイム (下限時間未満+下限時間~120 時間の一部)	14	9.0%	18	11.6%	
タイプD	専業主婦(夫)	32	20.6%	25	16.1%	
タイプE	パート×パート(双方月 120 時間以上+下限時間 ~120 時間の一部)	0	0.0%	0	0.0%	
タイプE'	パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	0	0.0%	0	0.0%	
タイプF	無業×無業	0	0.0%	0	0.0%	
全 体		155	100%	155	100%	

3. 幼児期の学校教育・保育 量の見込みと提供体制

(1)教育·保育施設

■現状

幼稚園は、公立2か所、私立1か所があり、平成26年5月1日現在の園児 数は定員620人に対して261人となっています。

保育所は、園部地区・八木地区・日吉地区・美山地区合わせて9か所あり、 定員は合わせて795人となっています。平成26年4月1日現在の年齢別の 通所状況は、3号認定となる0~2歳が185人、2号認定となる3歳以上は 442人が通所しています。

■量の見込み

	平成 27 年度						平成 28 年度				
		1号	2 号		3 -	号	1号 2		2 号		号
		認定	認	定	認	定	認定	認	定	認定	
		3-5	3-	-	0	1-2	3-5	3-		0	1-2
		歳	点		歳	歳	歳	岸		歳	歳
		教育 のみ	教育 希望	保育 必要	保育	必要	教育 のみ	教育 希望	保育 必要	保育	必要
(参	考)子ども数推計			758	221	444			738	218	446
	量の見込み	181	135	402	53	202	176	132	392	52	203
(业	(要利用定員総数)	;	計 316	.01	 	計 255	ï	計 308	332	計 255	
確	認定こども園、幼稚園、 保育所 (特定教育・保育施設)		256		45	202		248	392	45	203
保の内	新制度に移行しない 幼稚園		60	0	0	0		60	0	0	0
容	地域型保育事業		0	0	0	0		0	0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0	0		0	0	0	0
	②提供量合計		316	402	45	202		308	392	45	203
(②-① 見込み量と提供量の差)		0	0	-8	0		0	0	-7	0

		成 29 年	度		平成 30 年度						
			2 号		3 号		1号	2 号		3 号	
		認定	認		認	定	認定	認		認定	
		3-5		-5	0	1-2	3-5	3-		0	1-2
		歳	蒜		歳	歳	歳	岸		歳	歳
		教育 のみ	教育 希望	保育 必要	保育	必要	教育 のみ	教育 希望	保育 必要	保育	必要
(参	考)子ども数推計			711	215	439			692	213	433
1	量の見込み	170	127	377	51	199	165	124	367	51	201
(业	(要利用定員総数)	-	計 297		İ	計 250		計 289		計 252	
確	認定こども園、幼稚園、 保育所 (特定教育・保育施設)		297	377	45	199		289	367	45	201
保の内容	新制度に移行しない 幼稚園		0	0	0	0		0	0	0	0
容	地域型保育事業		0	0	6	0		0	0	6	0
	認可外保育施設		0	0	0	0		0	0	0	0
	②提供量合計		297	377	51	199		289	367	51	201
(②-① 見込み量と提供量の差)		0	0	0	0		0	0	0	0

		平成 31 年度						
		1号	2	号 3号				
		認定	認	定	認	定		
		3-5	3-		0	1-2		
		歳	岸		歳	歳		
		教育	教育	保育	保育	必要		
		のみ	希望	必要	PIC 13	~ ~		
(参	考)子ども数推計			692	212	428		
①量の見込み		165	124	367	50	194		
(业	(要利用定員総数)	i	計 289	007	計 244			
確	認定こども園、幼稚園、 保育所 (特定教育・保育施設)	289		367	44	194		
保の内	新制度に移行しない 幼稚園		0	0	0	0		
密 地域型保育事業 認可外保育施設			0	0	6	0		
			0	0	0	0		
②提供量合計			289	367	50	194		
(②-① 見込み量と提供量の差)		0	0	0	0		

■方策

幼稚園では、今後の利用見込み量が近年の利用児童数を上回っていますが、 定員数を考慮すれば、十分に提供できる体制を確保できています。今後は、民間幼稚園の新制度への移行予定、公立幼稚園のあり方についての検討、認定こ ども園への移行の検討などを含めて教育・保育の提供体制づくりを進めます。 あわせて、市内全体の教育・保育サービスの質の向上を図るため、市内教育・ 保育施設との連携を図ります。

保育所でも、今後の見込み量は近年の利用児童数を上回っていますが、定員数でみると、全体の定員数は見込み量をやや上回っている状態で、提供体制を確保できます。

しかしながら、施設ごとでみると、定員を超えて受け入れている状態や、定員に大きく満たない状態の施設もあることや、年度途中での育児休業明けの利用が増えていること等、低年齢児の利用ニーズが高まる傾向が続いていることから、地域ごとの個々の施設に対するニーズを把握し、提供体制の確保策を検討します。

また、事業所内保育等の地域型保育の参入意向や、市外からの利用見込みについても考慮して確保策を検討します。

(2)地域型保育事業

新たに市町村の認可事業とし、少人数の単位で、O~2歳の子どもを預かる事業です。

① 小規模保育

■現状

少人数(定員6~19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行うものです。これまで市内では未実施です。

② 家庭的保育

■現状

家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育を行うものです。これまで市内では未実施です。

③ 居宅訪問型保育

■現状

障がい・疾患などで、個別のケアが必要な場合や、子どもを預かる施設がない地域で保育を維持する必要がある場合などに、自宅に訪問して 1 対 1 で保育を行うもので、これまで市内では未実施です。

④ 事業所内保育

■現状

市内には企業内保育施設と病院内保育施設がそれぞれ1か所ずつあります。 子ども・子育て支援新制度では、従業員の子どものほか、地域の子どもを受け 入れて一緒に保育するものが対象となります。

■①~④地域型保育事業の確保方策

民間事業者等の参入など地域型保育事業の提供体制を早期から確保するのは難しい面があると考えられますが、3号の保育ニーズが高まる中、低年齢児保育の提供体制を補完するサービスとして、具体的なニーズ把握に努め、事業者の参入促進も含めて、提供体制の確保に取り組みます。

4. 地域子ども・子育て支援事業 量の見込みと提供体制

(1)利用者支援事業

■事業概要

新制度施行に伴い新たに導入される事業。子ども及びその保護者等、または 妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できる よう、市民に身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・支援等を 行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し利用者を支援します。

〇 「総合的な利用者支援]

個別ニーズを把握し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用に当 たって「情報集約・提供」、「相談」、「利用支援・援助」を行います。

〇「地域連携]

子育て支援を行う関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、 地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開 発等を行います。

これらを以下の3類型において実施します。

〇[基本型]

「利用者支援」と共に「地域連携」を実施。主として行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用して実施します。

〇 [特定型]

主に「利用者支援」を実施。主として行政機関の窓口を活用して実施します。

〇 [母子保健型]

保健師等の専門職が全ての妊産婦等を対象に「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態。継続的な把握、支援プランの策定を実施。主として、保健センターを活用して実施します。

■量の見込み

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
確保方策(実施箇所数)	か所	2	3	3	3	3

■方策

既に、地域子育で支援拠点事業を実施している「子育ですこやかセンター」と「ぽこぽこくらぶ」において、子育で中の親子を対象とした日常的な相談対応を行ってきています。今後は、これらの施設を活用しながら、利用者支援事業として位置付け、子育で支援の総合的な窓口として、また地域の子育で資源の育成や地域課題の発見・共有に及ぶまでの取組を進めていきます。そのため、研修への参加も促進し、体制づくりも進めます。平成27年度は拠点施設1か所で「基本型」の実施をめざします。

(2)延長保育事業

■現状

これまで、公立保育所9か所で早朝と夕方の延長保育を実施してきています。 主に親の就労時間に起因した午後6時以降の定期利用は、平成25年度におい ては50人程度となっています。

■量の見込み

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(実人数)	人/年	121	119	116	113	113
7# 12 + #	人/年	121	119	116	113	113
確保方策	か所	9	9	9	9	9

■方策

平成 27 年度より、保育標準時間利用と保育短時間利用とで時間外保育としての利用時間が異なるところですが、今後も継続して市内の保育所全施設で実施する体制とし、保護者の働き方や利用状況を踏まえて対応していきます。

(3) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

■現状

これまで、原則3年生までの利用とし、市内6か所で実施しています。ニーズ調査から、就学前児童5歳の保護者では、子どもが小学校入学後においての希望として、低学年時での利用意向が高いものの、高学年時での利用意向は低く、現に小学生の保護者では、高学年時での利用意向が高まる傾向がみられます。

■量の見込み

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
低学年(6~8	歳)人口推計	人	745	762	770	791	771
高学年(9~1	1歳)人口推計	人	759	744	766	753	770
	低学年	人	229	234	237	243	237
量の見込み (実人数)	高学年	人	121	122	122	120	123
(天八奴)	合計	人	350	356	359	363	360
確保方策	登録児童数	人	229	356	359	363	360
唯体力束	施設数	か所	6	6	6	6	6

■方策

低学年の利用希望に対する提供体制の拡充と、高学年の利用希望に対する提供体制確保をめざし、利用希望に応じて適した施設での新たなクラブ開設も含めて、既存施設の利活用をはじめ、学校との連携・調整などにより、実施体制の整備を図ります。

また、年度中に利用人数に変動があることや、長期休業中の利用状況と利用希望を踏まえて検討する必要があります。

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室を平成31年度までに、小学校内3か所で整備することをめざします(学校再編後の市内小学校は全7校)。 放課後子供教室の平成31年度までの整備は4校をめざし、特に一体型施設に関しては、連携及び定期的な打ち合わせの場を検討していきます。また、余裕教室の活用については定期的に協議するものとします。



(4)子育て短期支援事業

■現状

要保護児童対策地域協議会進行管理ケースでの支援の方法としての利用や、 母の出産入院期間中の利用希望に対応し、近隣市の児童養護施設での一時的な 養育を実施しています。

■量の見込み

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	人/年	28	28	28	28	28
確保方策	人/年	28	28	28	28	28

■方策

利用実績から、見込み量に対する供給体制はおおむね確保できるものと見込まれます。今後も、緊急時の対応なども含め、施設と連携し、適切な利用を促進します。

(5)地域子育て支援拠点事業

■現状

直営による専用施設での運営と公共施設を利用したNPO法人への委託での運営により、2か所を拠点として実施しています。加えて、地区に出張しての開催をはじめ気軽に集まれる場の提供を進めています。

■量の見込み

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	回/年	12,228	12,216	12,024	11,880	11,772
確保方策(箇所数)	か所	2	2	2	2	2

■方策

今後も2か所での実施体制としますが、各地区への出張で市内全域をカバーします。利用が広がるように、PR活動を行い、参加を促進するとともに、相談支援や活動内容など質の向上を図り、子どもと子育て家庭に寄り添い支援する活動を促進します。

(6)一時預かり事業

■現状

これまでは、幼稚園での緊急と定期利用での預かり保育と、保育所での一時保育を実施してきました。平成27年度から、これらをまとめ、一時預かり事業として実施します。

■量の見込み

○幼稚園における一時預かり

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見	①1号認定(3~5歳 児 保育の必要性 なし)による利用	人/年	185	180	174	169	169
込み(延 人数)	②2号認定(3~5歳 児 保育の必要性 あり)による利用	人/年	1,019	992	956	931	931
	合計	人/年	1,204	1,172	1,130	1,100	1,100
確保方策		人/年	1,204	1,173	1,130	1,100	1,100
		か所	3	3	3	3	3

○幼稚園以外における一時預かり

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込	一時保育		279	277	271	266	265
み(延人 数)	ファミリー・ サポート・センター	人/年	0	0	0	0	0
確保方策	一時保育	人/年	279	277	271	266	265

■方策

幼稚園及びファミリー・サポート・センター、保育所でのこれまでの利用状況を踏まえつつ、就労や緊急時などに育児支援者がいない家庭の増加に留意し、実施体制を確保します。2園ある公立幼稚園の内、1か所での実施でしたが2園ともの実施をめざします。

(7)病児保育事業

■現状

病時または病気回復期の子どもを預かる事業です。事業の類型としては、病 児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型、非施設型(訪問型)と、ファミ リー・サポート・センター事業 [病児・緊急対応強化事業] があります。これ までは未実施ですが、共働き世帯が増加するなか、ニーズは高まっています。

■量の見込み

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	人/年	929	915	891	873	869
確保方策	人	0	0	891	873	869
	か所	0	0	1	1	1

■方策

量の見込みでみると多く算出される傾向がみられますが、共働き世帯が増え、 近くに親等の支援者がいない子育て世帯も増えているため、平成 29 年度から 病児対応型での実施をめざします。

(8)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

■現状

ファミリー・サポート・センター事業は、これまでは就学前児童の利用がほ とんどであり、小学生では放課後児童クラブの送迎等での利用がありますが、 放課後の預かりの利用はみられません。

■ファミリー・サポート・センター事業の概要■

	平成24年度	平成25年度
放課後の預かり	0人日	0人日

■量の見込み

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	人/年	0	0	0	0	0
確保方策	か所/年	1	1	1	1	1

■方策

ニーズ調査ではニーズはみられませんが、小学生の放課後の過ごし方として、 サービスの周知を図り、利用を促進します。

(9)乳児家庭全戸訪問事業

■現状

生後4か月までの乳児のいる家庭に、保健師・栄養士等が家庭訪問し、発育の状況を計測、確認し、育児に関する相談に応じたり、予防接種や保健事業等 子育て支援に関する情報提供を行っています。

■量の見込み

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
O歳児 人口推計	人	221	218	215	213	212
量の見込み(実件数)	件/年	221	218	215	213	212
訪問率	%	100	100	100	100	100

■方策

保健師が中心に訪問計画を立て、訪問実施後の結果により、必要に応じて、 庁内で連携・調整をし、事後の相談や訪問等、適切な支援につないでいきます。

(10)妊婦健康診査

■現状

安全・安心な出産のため、妊婦の健康管理を図ります。妊婦健康診査の公費 負担制度として、基本健診 14回分、血液検査、超音波検査等の「妊婦健康診 査公費負担受診券」を発行しています。京都府内の委託医療機関及び助産所に 提出して、利用することができます。

	平成24年度	平成25年度
対象者数	230人	261人

■量の見込み

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
O歳児 人口推計	人	221	218	215	213	212
1人当たりの健診回数	口	14	14	14	14	14
量の見込み	回/年	3,094	3,052	3,010	2,982	2,968

■方策

医療機関とも連携し、適切な受診を推奨し、妊婦の健康の保持及び増進を図り、妊産期の母子の健康を支援します。

(11)養育支援訪問事業

■現状

子どもの養育に困難のある家庭等に、子育てサポーターを派遣し、育児・家事援助といった必要な支援を行っており、必要に応じて保健師等が専門的な相談支援等を行っています。これまでに多胎児の育児支援等の実績があります。

■量の見込み

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(延人数)	人/年	15	15	15	15	15
確保方策	人/年	15	15	15	15	15

■方策

近年の実施状況を踏まえ見込みを算出しています。今後も関係課と連携して きめ細かな対応に努めます。

(12)実費徴収に係る補正給付を行う事業

教育・保育施設の利用者負担額については、国が定めた上限の範囲で市が設定しますが、日用品、文房具、その他の必要な物品を実費徴収する場合も考えられます。これらの費用負担について、低所得者の負担軽減を図るため、費用を助成する事業です。

今後、実費徴収の実態や市民ニーズを把握し、事業実施についても検討します。

(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

教育・保育施設、地域型保育事業について、民間の新規参入事業者に対して、 整備・開設していく施設・事業が安定かつ継続的に運営していけるよう、相談、 助言を行う事業です。

今後、新規事業者の参入が見込まれれば、対応を検討します。



5. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

【子ども・子育て支援法第61条第2項第3号関係】

(1)認定こども園の普及に係る基本的考え方

就学前児童の教育・保育の場として、公立の教育・保育施設のあり方については、今後の子ども数の推計人数、地区ごとの教育・保育機能の確保などを踏まえながら、認定こども園への移行についても検討します。

(2)教育·保育及び地域子ども·子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

幼児期の教育・保育の量的・質的充実を図るため、地域の子育て支援の役割 及びその推進方策を示し、実施していきます。

(3)地域で教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者との連携

地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者への情報提供や参入意向の把握など連携を図ります。

(4)幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校等との連携

幼児期の教育・保育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続(保幼小連携)の取組の推進については、これまでも双方向での人事交流や合同研修、授業参観などを行ってきました。教育・保育の一体的な提供に向けての相互理解に努めることや、定期的・継続的に関係者の共通理解を図り、適切な指導を行います。また、今後も双方向での、幼稚園及び保育所等と小学校との連携を図っていきます。



6. その他関連施策の推進

(1)産後休業及び育児休業後の事業の円滑な利用の確保に関する事項

産後・育児休業後に保護者が希望する時期から、教育・保育施設や地域型保育事業の利用が可能となるよう、利用者支援事業等により教育・保育施設の利用状況等の情報提供に努め、相談などに対応します。

(2)子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携

発育の過程や身体上の障がい等により、支援が必要な子どもへの対応としては、地域社会への参加・包容を推進するために、保育所や放課後児童クラブ等の一般的な子育て支援施策における障がいのある子の受け入れを進めることにあわせて、教育とも連携をさらに深めたうえで、より総合的な形での支援を実践していくことが重要となっています。

このため、本計画は保健福祉分野の関連計画と連携しながら進めていくとともに、京都府が行う施策を含めた子どもに関わる各施策と連携を図り、専門的な知識及び技術が必要となる事項に対応するための確保を推進します。

(3)労働者の職業生活と家庭生活との両立のために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

働く意欲のある若者が就労し、男女が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会の実現に向けて、京都府や市内事業者、関係機関と連携して啓発活動に取り組みます。



第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、関係課と連携して横断的な施策の推進を図るとともに、南丹市子ども・子育て会議へ点検及び進捗の状況を報告し、ご意見をいただきながら着実な推進を図ります。

また、市内の幼稚園、保育所など子ども・子育て支援に携わる事業者、学校、企業、市民が、連携・協働して子育て支援に取り組めるよう計画内容の広報・ 啓発に努めます。

2. 進捗状況の管理

南丹市子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況(アウトプット)に加え、計画全体の成果(アウトカム)についても点検・評価することが重要です。点検・評価にあたっては、PDCAサイクルによる適切な進行管理を行っていきます。また、関係課の協力を得て定期的に点検を行うとともに、子ども・子育て会議による意見を外部評価として集約し、計画の進捗状況の確認や課題の整理、対応の推進を図ります。

3. 関係機関等との連携

庁内の関係課との連携に加え、京都府及び関係機関との連携を強化し、様々な課題の解決に向けて取り組んでいきます。





資 料

1 南丹市子ども・子育て会議条例

平成25年9月20日 条例第19号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第 1項の規定に基づき、南丹市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。
 - (1) 法第77条第1項各号に規定する事務
 - (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項に係る調査審議

(組織)

- 第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 法第6条第2項に規定する子どもの保護者
 - (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (3) 前号に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
 - (4) その他市長が必要と認める者
- 3 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の 任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前項の規定は、委員の再任を妨げるものではない。

(会長及び副会長)

- 第5条 子ども・子育て会議に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれ を定める。
- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は事故があるときは、その職務を 代理する。

(会議)

- 第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、議長となる。
- 2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の ときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、子ども・子育て会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、市民福祉部において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後、第3条第2項の規定により最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

2 南丹市子ども・子育て会議 委員名簿

【任期:平成25年12月10日~平成27年3月31日】

No		氏	名		団体名等	備考
1	藤	松	素	子	佛教大学 社会福祉学部	会 長
2	木	村	明	美	南丹市民生児童委員協議会	副会長
3	森		省	吾	南丹市PTA連絡協議会	平成 25 年度
	7	田	早	紀		平成 26 年度
4	渡	辺	裕	美	 南丹市立園部幼稚園 P T A	平成 25 年度
	前	田	美	保	円月巾立風即列作圏11A	平成 26 年度
5	加	藤	里	美	学校法人聖カタリナ学園 聖家族幼稚園保護者会	
6	広	田	ゆか	り		
7	松	本	かり	な	小学生以下の子をもつ保護者	
8	井	尻		和		
9	山	内		明	南丹市社会福祉協議会	
10	秋	田	裕	子	NPO法人グローアップ	
11	吉	田	博	美	南丹市立保育所·幼稚園·幼児学園 職員連絡協議会(公立保育所)	
12	佐	藤	明	美	南丹市立保育所·幼稚園·幼児学園	平成 25 年度
12	出	野	佐	知	職員連絡協議会(公立幼稚園)	平成 26 年度
13	江	Ш	由美	子	学校法人聖カタリナ学園 聖家族幼稚園	
14	桂		ひさ	子	みやま子育てパートナーズ 「よっといで」	
15	八	木	節	子	すくすくやぎっこ	
16	高	屋	和	志	船井医師会	
17	田	端	孝	司	南丹市小学校校長会	平成 25 年度
	船	越		護	用丌川小子仪仪技云	平成 26 年度
18	坂	本	智	明	京都府南丹保健所福祉室	平成 25 年度
	山	崎	正	則	水银/川田川 木) TA	平成 26 年度

順不同·敬称略

3 用語の説明

(1)子ども・子育て支援新制度に関する用語

番号	用語	定義
1	子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」 ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部
		改正) ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律 の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」(関係法律の 整備法:児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関す る法律ほかの一部改正)
2	子ども・子育て支援	すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく 確保されるよう、国もしくは地方公共団体又は地域における 子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者 に対する支援。(子ども・子育て支援法第7条)
3	教育•保育施設	「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、 学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条 第1稿に規定する保育所のこと。(子ども・子育て支援法第7 条)
4	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所(教育・保育施設)を通じた共通の給付。(子ども・子育て支援法第11条)
5	特定教育•保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。(子ども・子育て支援法第27条)
6	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育 を行う事業。(子ども・子育て支援法第7条)
7	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等(地域型保育事業)への給付。(子 ども・子育て支援法第11条)
8	小規模保育	主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、利用定員が6人以上19 人以下で保育を行う事業。(子ども・子育て支援法第7条)
9	家庭的保育	主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、 家庭的保育者の居宅又はその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。(子ども・子育て支援法第7条)
10	居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、当該保育を必要とする 乳幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。 (子ども・子育て支援法第7条)
11	事業所内保育	主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。(子ども・子育て支援法第7条)
12	地域子ども•子育て支援事 業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等の事業。(子ども・子育て支援法第59条)

(2)その他の用語

ア行

[NPO]

NPOは、non profit organization の略で、民間非営利組織などと訳され、医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、男女共同参画など多様な分野における自主的・自発的な社会活動を行っています。

力行

【学校評議員制度】

公立学校の運営に保護者や地域住民等の意向を幅広く取り入れるための制度です。学校評議員は、その学校の職員以外で教育に関する理解と識見のある者のうちから人選し、学校長の推薦により、教育委員会など学校の設置者が委嘱します。

サ行

【仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)】

働き方の見直しなどにより、多様な選択が可能な社会をつくり、働く方一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようになることです。これは少子化対策や労働市場改革にとどまらず、人々の生き方、ひいては社会の在り方に関わる重要な課題です。平成19年12月、関係閣僚、経済界・労働界・地方の代表等の合意のもと、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」と、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、めざすべき社会の姿や、企業・働く方・国・地方公共団体が果たすべき役割などが具体的に示されました。

【食育】

子どもの心と身体の健康を増進し、豊かな人間性と健全な食生活をめざすとともに、すべての人の生活習慣病を予防し、健康寿命を延ばすため、「食」に対する考え方を育て、「その選択を手助け」することを目的に行うことをいいます。

【スクールカウンセラー】

不登校や問題行動などに対応するため、小・中学校に配置され、児童生徒や保護者、教員 の悩みや話を聞き、アドバイスをしたり考えたりすることを中心に行います。

【スクールソーシャルワーカー】

不登校や問題行動などに対応するため、小・中学校に配置され、問題が起こっている家庭や、事例を具体的にどのように解決していくべきかを考え、児童相談所や教育委員会などの機関との橋渡しのようなことを中心に行います。

ヤ行

【ユニバーサルデザイン】

性別や年齢、障害の有無にかかわらず、すべての人が利用可能なように、常によりよいものに改良していこうという考え方です。また、施設や設備に限らず、だれもが生活しやすいような社会システムを含めて広く用いられることもあります。



南丹市子ども・子育て支援事業計画 【平成27年3月】

発 行:南丹市

編集:南丹市市民福祉部子育て支援課

住 所: 〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町47番地

TEL: 0771-68-0017 FAX: 0771-68-1166

